

3. 「中球磨5か町村合併協議会」の設置

(1) 第1回～第43回中球磨5か町村合併協議会

第1回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年4月15日（木）午後2時00分

場所：深田村農村定住促進センター大会議室

1. 開 会 （事務局長 平野正見）
2. 会長挨拶 （協議会会長 前原弾邵）

概要

ご挨拶申し上げます。皆様方におかれましては、本協議会の委員をお引き受けいただき、年度始めのお忙しい時期であろうと思うのですが、本日は繰り合わせてご出席いただき、誠に有り難うございます。中球磨5か町村において平成8年秋より「広域行政懇話会」、平成10年4月より任意の「合併問題協議会」を設置しまして検討してきたのですが、5か町村の今年の3月定例会においての同文議決を受けまして、4月5日、5か町村長・議長会会長とて県知事に設置届けを手渡しにて提出したところでございます。本日は法定協議会の第1回目の会合でございます。立ち上げを目的としているのでございます。今後とも委員各位並びに関係各位の御指導、御協力をいただき、中球磨地域の活性化、福祉の充実につながりますことを期待し、私の挨拶といたします。本日はどうも有り難うございます。

3. 報告（協議会規約第10条第2項に基づき、会長が会議の議長となり進行）

第1号 中球磨5か町村合併協議会規約について（説明：事務局長）

概要

本協議会規約については、去る3月10日に5か町村の3月定例議会において、同日同文議決をいただき、4月1日付けで施行されているので報告申し上げます。本件については、町村の議決事項であり、本協議会の協議事項ではないのでご報告とさせていただきます。

第2号 協議会の会長、副会長及び委員の選任について（説明：事務局長）

概要

5か町村長の協議により、委員となるべき者の中から会長に前原深田村長、副会長に植薄免田町長と中村須恵村議会議長を選任いただいた。また、委員については、5町村の長が協議して定める学識経験者を含む29名の方を選任していただいている。協議会委員の方々のご紹介については、別に配布している席次表、または資料の2の委員等名簿をもってかえさせていただきます。ご参照下さい。

*会長より各委員へ委嘱状を交付

第3号 合併協議会幹事会設置要領について（説明：事務局長）

*説明後、会長より各幹事へ委嘱状を交付

第4号 合併協議会事務局規程について（説明：事務局長）

*説明後、事務局職員紹介

4. 協議

第1号 規約第17条に基づく監査委員の選任について（提案：会長）

*上村代表監査委員 藤嶋範之 氏

岡原村代表監査委員 小林 俊 氏を選任決定

第2号 平成11年度合併協議会予算（案）について（説明：事務局）



前原会長より協議会各委員に委嘱状の交付

＊歳入歳出それぞれ、42,501千円の予算案について了承

第3号 合併協議会の協議スケジュール（案）について（説明：事務局）

＊別紙スケジュール（案）について了承

第4号 第2回合併協議会の開催について

＊今後の情勢をふまえて6月中に開催することとし、詳細日程については、事務局において調整することを了承

5. その他

＊町村長に対する報酬・費用弁償については受けないことを会長より提案・了承

6. 閉会（事務局）

＊次回出席の場合は、印鑑を持参していただくことを連絡し閉会

配付資料

1. 中球磨5か町村合併協議会規約
2. 中球磨5か町村合併協議会委員等名簿
3. 中球磨5か町村合併協議会幹事会設置要領
4. 中球磨5か町村合併協議会事務局規程
5. 中球磨5か町村合併協議会平成11年度予算書
6. 中球磨5か町村合併協議会フロー図・組織図
7. 規約第17条に基づく監査委員（案）
8. 協議会全体（4年）及び平成11年度協議会スケジュール（案）
9. 事務局職員名簿

中球磨5か町村合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村（以下「5町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（合併協議会の名称）

第2条 この合併協議会は、中球磨5か町村合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1)合併に関する協議
- (2)合併後の新町建設計画の作成
- (3)前2号に掲げるもののほか、5町村の合併に関し必要な事項

（協議会の事務局）

第4条 協議会の事務局は、5町村の長が協議して定める。

（組 織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長2名は、5町村の長が協議して次条第1項第1号及び第2号の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委 員）

第7条 委員は、次の者をもって宛てる。

- (1)5町村の長
- (2)5町村の議会の議長及び副議長
- (3)5町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(町村長会)

第12条 協議会に、5町村長で構成する町村長会を置き、次の事項を審議する。

(1)協議会に付議する事項

(2)その他会務に必要な事項

(幹事会)

第13条 会長が協議会に提案する必要な事項について調査・検討するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(協議会の職員)

第15条 協議会の事務に従事する職員は、5町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(会 計)

第16条 協議会に要する経費は、5町村が負担する。

(監 査)

第17条 協議会の出納は、会長が5町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して監査する。この場合において監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長の属する町村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委 任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

中球磨5か町村合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 中球磨5か町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、中球磨5か町村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会の中球磨5か町村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、中球磨5か町村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項等について調査・検討するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、助役又は収入役及び総務課長をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって充てる。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、前条に定める幹事の互選により定める。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の調査検討経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第14条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月19日から施行する。

中球磨5か町村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中球磨5か町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、中球磨5か町村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)協議会の会議に関すること。

(2)協議会の協議資料の作成に関すること。

(3)協議会の庶務に関すること。

(4)その他協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて熊本県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1)事務局内の連絡及び調整

(2)事務局長の職務の補佐

(3)事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

(決 裁)

第5条 協議会の会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

(1)協議会の運営に関する基本方針の決定

(2)協議会に提案する議案の決定

(3)協議会の予算及び決算

(4)規程及び要領等の制定改廃

(5)その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)物品の購入その他契約の締結に関すること

(2)物品及び現金の出納に関すること

(3)職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること

(4)その他軽易な事項に関すること

(職員の職務)

第7条 職員の職務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会会長の属する町村の例による。

(給 与)

第8条 職員の給与（時間外勤務、休日勤務手当を除く）については、それぞれ派遣する町村の負担とする。

2 職員の時間外手当、休日勤務手当及び旅費については、協議会会長の属する町村の例により協議会が支給する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分 掌 事 務

- (1) 基礎的協議事項に関すること
- (2) 行政に関すること
- (3) 税財政に関すること
- (4) 情報に関すること
- (5) 議会に関すること
- (6) 選挙に関すること
- (7) 条例等に関すること
- (8) 補助金等に関すること
- (9) 防災等に関すること

- (11) 住基・戸籍等に関する事
- (12) 健康・福祉に関する事
- (13) 年金・保険に関する事
- (14) 保育・幼児教育に関する事
- (15) 基礎教育に関する事
- (16) 高等学校に関する事
- (17) 特殊教育に関する事
- (18) 生涯学習に関する事
- (19) 文化に関する事
- (20) スポーツに関する事
- (21) 慣行の取り扱いに関する事
- (22) 町・字名に関する事
- (23) 新町建設計画に関する事
- (24) 財政計画に関する事
- (25) 予算編成に関する事
- (26) 財産・公の施設・債権及び債務の取り扱いに関する事
- (27) 産業・観光に関する事
- (28) 労働に関する事
- (29) 建設に関する事
- (30) 上下水道（簡易水道）の取り扱いに関する事
- (31) その他産業建設事業の取り扱いに関する事

平成 11 年度 中球磨 5 か町村合併協議会会計予算書

平成 11 年度中球磨 5 か町村合併協議会会計予算書は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,501 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 平成 11 年度中、当協議会の予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成 11 年 4 月 15 日提出
中球磨 5 か町村合併協議会
会長 前原 弾邵

第1表 歳入歳出予算書

歳 入

(単位：千円)

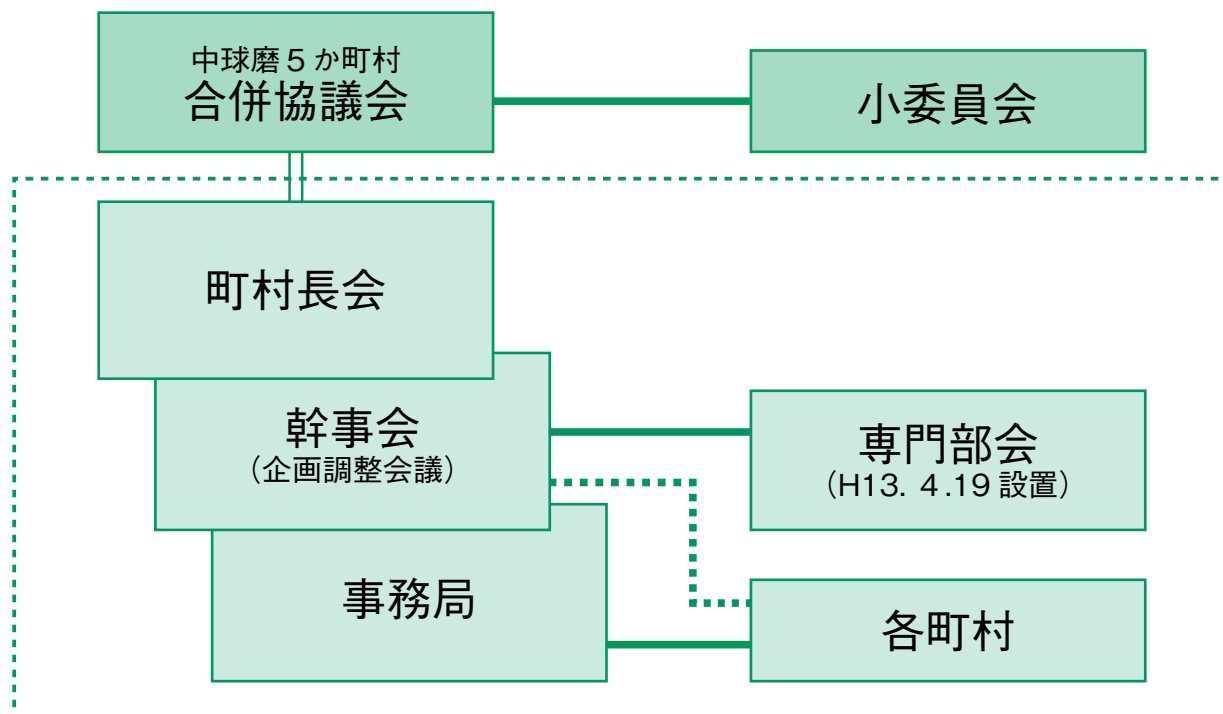
款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 分担金及び負担金		42,500	0	42,500
	負担金	42,500	0	42,500
2. 諸収入		1	0	1
	雑入	1	0	1
歳 入 合 計		42,501	0	42,501

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 会議費		6,928	0	6,928
	1. 会議費	6,928	0	6,928
2. 事業費		9,362	0	9,362
	1. 事業費	9,362	0	9,362
3. 事務費		25,176	0	25,176
	1. 事務費	25,176	0	25,176
4. 予備費		1,035	0	1,035
	1. 予備費	1,035	0	1,035
歳 出 合 計		42,501	0	42,501

中球磨5か町村合併協議会組織図



合併協議会委員の委嘱について

(委嘱者) 様	中5合併協第 号 平成 年 月 日
中球磨5か町村合併協議会 会長 前 原 弾 邵 印	
中球磨5か町村合併協議会委員の委嘱について (依頼)	
このたび、上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村は、中球磨地域の合併について協議を行うための中球磨5か町村合併協議会を設置しました。	
つきましては、あなた様に中球磨5か町村合併協議会委員の職をお引き受けいただきたいと思っておりますので、よろしくご協力賜りますようお願いいたします。	
なお、御承諾のうえは、お手数ではございますが同封の委嘱承諾書に署名押印のうえ、折り返しご送付くださるようお願いいたします。	

委員承諾書 (一般用)

職 名	中球磨5か町村合併協議会委員
職 務 内 容	中球磨5か町村の合併に関する事項についての調査・審議
会議開催回数	年12回程度 (月1回程度)
任 期	自 委嘱の日 至 中球磨5か町村合併協議会が終了する日 但し、中球磨5か町村合併協議会規約第7条第3項に規定する要件に該当しなくなったときは、委員としての資格を失うものとする。
報 酬 額	中球磨5か町村合併協議会会長が属する町村の条例の定めるところによる
費 用 弁 償	中球磨5か町村合併協議会会長が属する町村の条例の定めるところによる

上記により委嘱されることを承諾します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

中球磨5か町村合併協議会会長 様

委員承諾書 (常勤の公務員用)

職 名	中球磨5か町村合併協議会委員
職 務 内 容	中球磨5か町村の合併に関する事項についての調査・審議
会議開催回数	年12回程度 (月1回程度)
任 期	自 委嘱の日 至 中球磨5か町村合併協議会が終了する日 但し、中球磨5か町村合併協議会規約第7条第3項に規定する要件に該当しなくなったときは、委員としての資格を失うものとする。
報 酬 額	無給とする
費 用 弁 償	中球磨5か町村合併協議会会長が属する町村の条例の定めるところによる

上記により委嘱されることを承諾します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

中球磨5か町村合併協議会会長 様

協議会委員委嘱状

委 嘱 状	(職名) (氏名)	中球磨5か町村合併協議会委員に 委嘱します	平成 年 月 日	中球磨5か町村合併協議会 会長 植 薄 清 重
様				
印				

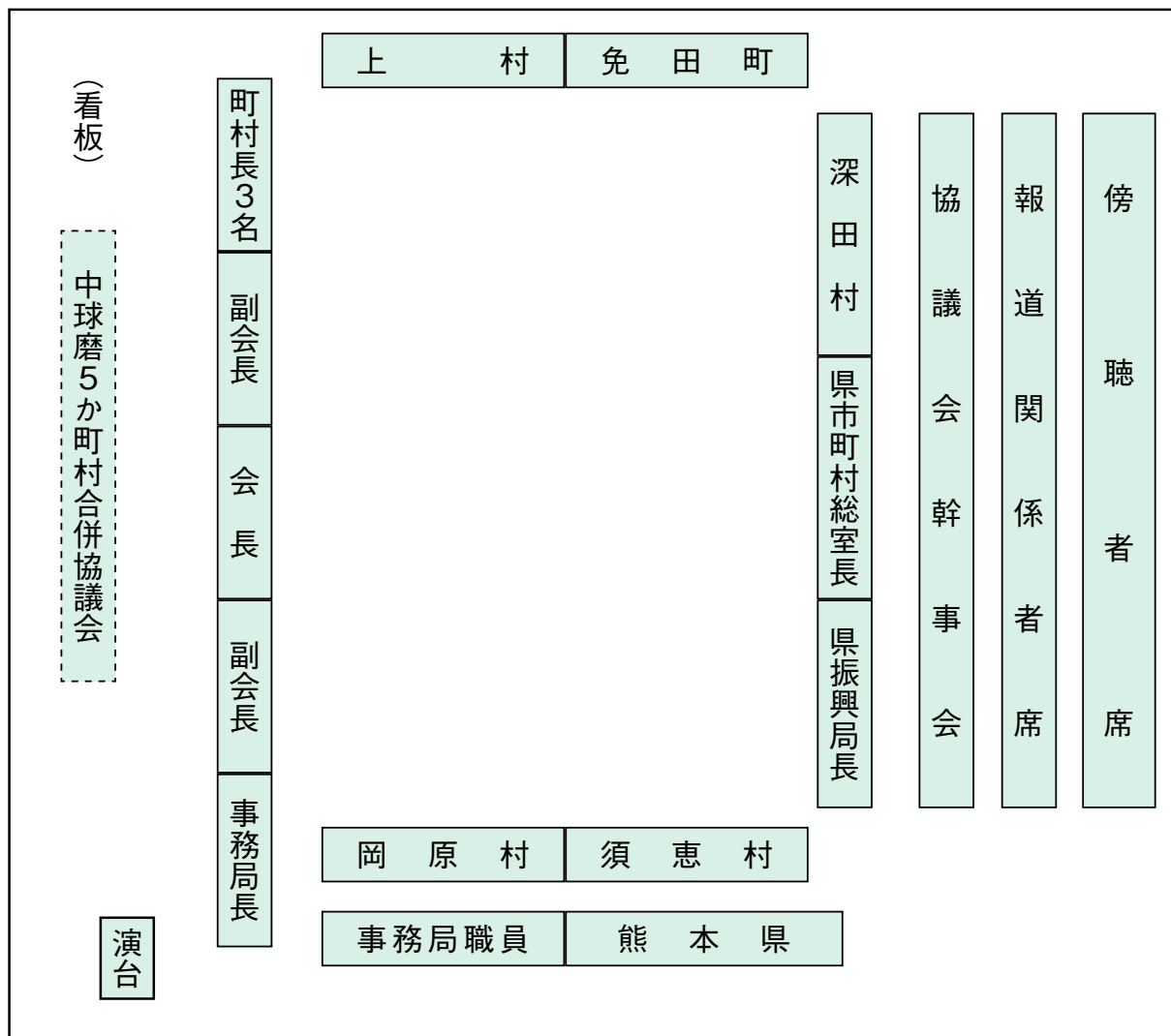
協議調整内容様式（A3横）

中球磨5か町村合併協議会協議事項調整内容						
中球磨5か町村合併協議会						
協定項目			関係項目			
調整の内容						
町村名 調整項目	中球磨5か町村の現況					調整の具体的内容
	上村	免田町	岡原村	須恵村	深田村	

○●頁

本表添付資料は、上記様式または適宜 A3様式を用い、資料右上に 資料 ○●頁 と表示

合併協議会席次表



中球磨5か町村合併協議会委員歴一覧

規約	職区分	職名等	氏 名	在任期間		備 考
第6条	会長	深田村長	前原 弾邵	H11. 4. 1	H11. 4. 29	第2回協議 会で選任
		免田町長	植薄 清重	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
	副会長	免田町長	植薄 清重	H11. 4. 1	H11. 6. 30	第2回協議 会で選任
		上村長	渕田 勇一	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		須恵村議会議長	中村 敏孝	H11. 4. 1	H11. 4. 29	第2回協議 会で選任
		深田村議会議長	上村 岩利	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
第7条1号	5町村の長	上村長	渕田 勇一	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		免田町長	植薄 清重	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		岡原村長	福江 森重	H11. 4. 1	H11.11. 9	
			深松文一郎	H11.11.22	H15. 3. 31	
		須恵村長	橋口 一臣	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		深田村長	前原 弾邵	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			宮崎 司郎	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
第7条2号	5町村の議長	上村議会議長	今田 安治	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			犬童卓一郎	H11. 7. 1	H15. 1. 9	
			溝口 峰男	H15. 1.10	H15. 3. 31	
		免田町議会議長	尾曲 幸晴	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			福屋 大助	H11. 7. 1	H12. 4. 28	
			尾曲 幸晴	H12. 7.25	H15. 3. 31	
		岡原村議会議長	渕田 勝祐	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			城本 勝行	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		須恵村議会議長	中村 敏孝	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			福田 末旦	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		深田村議会議長	金子 徹	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			上村 岩利	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
	5町村の副議長	上村議会副議長	鶴田 和典	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			竹野 保良	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		免田町議会副議長	中村 久男	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			金盛 直記	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		岡原村議会副議長	立山 信幸	H11. 4. 1	H11. 4. 29	
			上原 龍一	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		須恵村議会副議長	福田 末旦	H11. 4. 1	H11. 4. 30	
			恒松 健男	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		深田村議会副議長	上村 岩利	H11. 4. 1	H11. 4. 30	
			池田 賢	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
規約	職区分	職名等	氏 名	在任期間		備 考
第7条3号	学識経験者	上村教育委員長	竹田 鵜	H11. 4. 1	H12. 7.24	
		上村教育長	坂口 邦夫	H12. 7.25	H15. 3. 31	
		上村前婦人会長	久我 貞子	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		JA 青壮年上村支部長	梅田 光	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		免田町教育長	高橋 眞	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		免田町商工青年部長	中尾 健一	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		農協女性部長	松田三佐子	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		岡原村教育長	荒川 愛二	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		岡原村前行革推進委員	小川 泰子	H11. 4. 1	H15. 3. 31	
		JA 青壮年岡原支部長	城本 康志	H11. 4. 1	H11. 6.30	
		農業	小見田和行	H11. 7. 1	H15. 3. 31	
		須恵村教育委員長	前岡 典孝	H11. 4. 1	H11.10.28	
		須恵村教育長	白濱 保	H11.10.29	H15. 3. 31	

		元須恵村保育所長	印道ヨシ子	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		会社員	遠山 幸穂	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		深田村教育長	橋爪 和彦	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		深田村婦人会長	福永 一子	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		農業	中村 敬士	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		県総務部首席総務 審議員市町村課長	上村 秋生	H11. 4. 1	H12. 3.31	
			尾方 好秋	H12. 4. 1	H13. 3.31	
		県総務部市町村総室長	檜村 善和	H13. 4. 1	H15. 3.31	
		県球磨事務所長	吉田 隆紀	H11. 4. 1	H12. 3.31	
			西 武宣	H12. 4. 1	H14. 3.31	
		県球磨地域振興局長	豊田 貞二	H14. 4. 1	H15. 3.31	

協議会監査委員

規約	職区分	職名等	氏 名	在任期間		備 考
第 17 条	監査委員	上村代表監査委員	藤嶋 範之	H11. 7. 1	H13. 9.30	
			山野 力	H13.10.26	H15. 3.31	
		岡原村代表監査委員	小林 俊	H11. 7. 1	H15. 3.31	

協議会幹事会

規約	職区分	職名等	氏 名	在任期間		備 考
第 13 条	助役・収入役	上村助役	小川 君郎	H11. 4. 1	H12.11.20	
		上村収入役	上渕 賢一	H12.12.25	H15. 3.31	
		免田町助役	橋口 棟助	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		岡原村収入役	宮原 正孝	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		須恵村収入役	岩崎 道人	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		深田村助役	宮崎 司郎	H11. 4. 1	H11. 4.19	
		深田村収入役職務 代理者税務課長	濱田 定武	H13. 2.27	H15. 3.31	
	総務課長	上村役場総務課長	上渕 賢一	H11. 4. 1	H11. 7.11	
			深水 金雄	H11. 7.13	H15. 3.31	
		免田町役場総務課長	桑原 篤憲	H11. 4. 1	H13. 3.31	
			徳永 正勝	H13. 4. 1	H15. 3.31	
		岡原村役場総務課長	福井 末博	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		須恵村役場総務課長	愛甲 利孝	H11. 4. 1	H15. 3.31	
		深田村役場総務課長	大塚 一己	H11. 4. 1	H12. 3.31	
			甲斐 龍馬	H12. 4. 1	H15. 3.31	

協議会事務局

規約	職区分	職名等	氏 名	在任期間		備 考
第 14 条	事務局職員	事務局長	平野 正見	H11. 4. 1	H15. 3.31	
第 15 条		事務局次長	内田 清之	H11. 4. 1	H15. 3.31	県派遣
			養毛 哲	H11. 4. 1	H12. 3.31	上村派遣
		事務局主幹	福岡 実	H12. 4. 1	H14. 3.31	上村派遣
			久保田幸一	H14. 4. 1	H15. 3.31	上村派遣
			北口 俊朗	H11. 4. 1	H15. 3.31	免田町派遣
			森 博彦	H11. 4. 1	H15. 3.31	岡原村派遣
			坂本健一郎	H11. 4. 1	H15. 3.31	須恵村派遣
			甲斐 龍馬	H11. 4. 1	H12. 3.31	深田村派遣
			上村 哲夫	H12. 4. 1	H15. 3.31	深田村派遣

第2回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年7月1日（木）午後3時00分

場所：深田村農村定住促進センター大会議室

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 来賓挨拶 熊本県総務部長 望月達史 氏

概要

第2回の協議会会議にお招きいただき有り難く思っています。

県としては、中球磨の合併について最大限の支援をしようとして、現在県庁内で検討をしているところです。国においては、地方分権一括推進法案が衆議院を通過し参議院へ送られたところです。この中では、市町村の権限の拡大と自己責任の拡大が大きなテーマになっています。

県としても市町村に対してどのような支援が出来るのか真剣に検討していますが、合併に関しては従来と異なり「あくまで合併は地元の自治体、住民の合意というものが大前提となっている」という考え方であり、具体的には合併した場合の県の支援、あるいは、合併しやすい条件、議論がしやすい条件をいろいろ作って行こうという側面的な支援に力を入れており、それが県の責任であると考えています。

3. 報 告

第1号 協議会の会長、副会長及び委員の選任について（説明：事務局長）

概要

協議会規約第6条に基づく会長及び副会長の選任について先の統一地方選挙に伴う前会長の前原深田村長の勇退により協議会の会長及び副会長に変更を生じた。

この件に関しては、6月14日に規約第12条に基づく町村長会が実施され、規約第6条に定める会長・副会長の選任について協議され、次のように決定された。

会 長 免田町長 植薄清重
副会長 深田村議会議長 上村岩利 副会長 上村長 瀧田勇一
皆さんのご承認をお願いしたい。

会長挨拶（概要）

本日は、第2回の中球磨5か町村合併協議会会議を開催したところ、ご多忙中にも関わらず全委員出席いただき、また県からも望月総務部長に出席をいただき感謝申し上げます。

ただ今、事務局から報告がなされたように規約第6条に基づき、中球磨5か町村合併協議会会長に選任されました。もとより浅学非才ではありますが、4村の村長さん、5か町村の議長さん、それぞれの専門分野の委員さんのお助けをお借りしたいと思います。5か町村の合併問題については、本年4月1日に合併特例法に基づく「中球磨5か町村合併協議会」が設置され、昨年度までの任意協議会より更なる詳細な調査を実施するための体制が整ったところです。現在全国に設置されている法定協議会は8地域と聞いていますが、その中でも、5つの町村が対等合併を目指して検討している中球磨の例は全国的にも大変注目を集めています。

この5か町村の合併は、少子高齢化の進展や過疎化への対応、また、昨今の地方分権の流れにおいて、住民により良い生活が出来る環境を整える手段として検討しているものでありますこれから委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただく訳ではありますが、町村合併の検討は中球磨5か町村の未来を考える大事業であり、その実現にはみなさまのご理解と御協力が必要です。住民が皆様に寄せる期待も大きいものと思います。今後、各町村のいろいろのお立場から積極的な意見を述べていただき、協議内容が充実し、調査内容が深まっていくことを期待しております。

この協議会が、大きな実りをもたらすよう、ご祈念申し上げ挨拶といたします。

第2号 規約第7条に基づく委員の就任について（説明：事務局長）

* 会長より各委員へ委嘱状を交付

- ・ 規約第7条第1項第1号（町村長） 深田村長 宮崎司郎
- ・ 〃 第2号 各町村の議長・副議長 10名
- ・ 〃 第3号 小見田和行（岡原村青壮年部）
- ・ 規約第17条に基づく監査委員 2名

4. 協 議

第1号 合併協議会における審議状況の公開について（提案：会長）

- ・ 6月14日に開催した町村長会に於いての協議結果、合併の推進の是非が未だ決まっていない状況の下、各委員には出来る限り自由かつ積極的な発言をしていただくため議題の審議中は公開しないこととして取り扱いたい旨を報告。
- ・ 情報の公開という点については、協議の終了後に会長が記者会見を行うと共に、内容を速やかに広報誌により地域住民に対し報告することとしたいという申し合わせを行った。
- ・ 協議確認後マスコミ各社から質問・申し入れが行われた。
- ・ 各記者と正副会長との協議の結果、今後の取扱いについて会議の最後に全委員で協議することを確認。

第2号 合併協議会の協議計画について（説明：事務局）

* 別紙法定協議会作業スケジュールについて了承

第3号 合併協議会の協議事項について（説明：事務局）

①合併協定項目（案）の審議について

②新町建設計画（基本構想）の策定及び県の支援事業について

* 別紙合併協定項目（案）について了承

第4号 合併協議会委員の先進地視察研修について

* 兵庫県篠山市（平成11年4月1日合併）を視察することを確認

第5号 第3回合併協議会の開催について

* 8月下旬開催を了承

5. その他

* 合併協議会における審議状況の公開について再度協議、原則公開、場合によっては非公開とすることです承

6. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

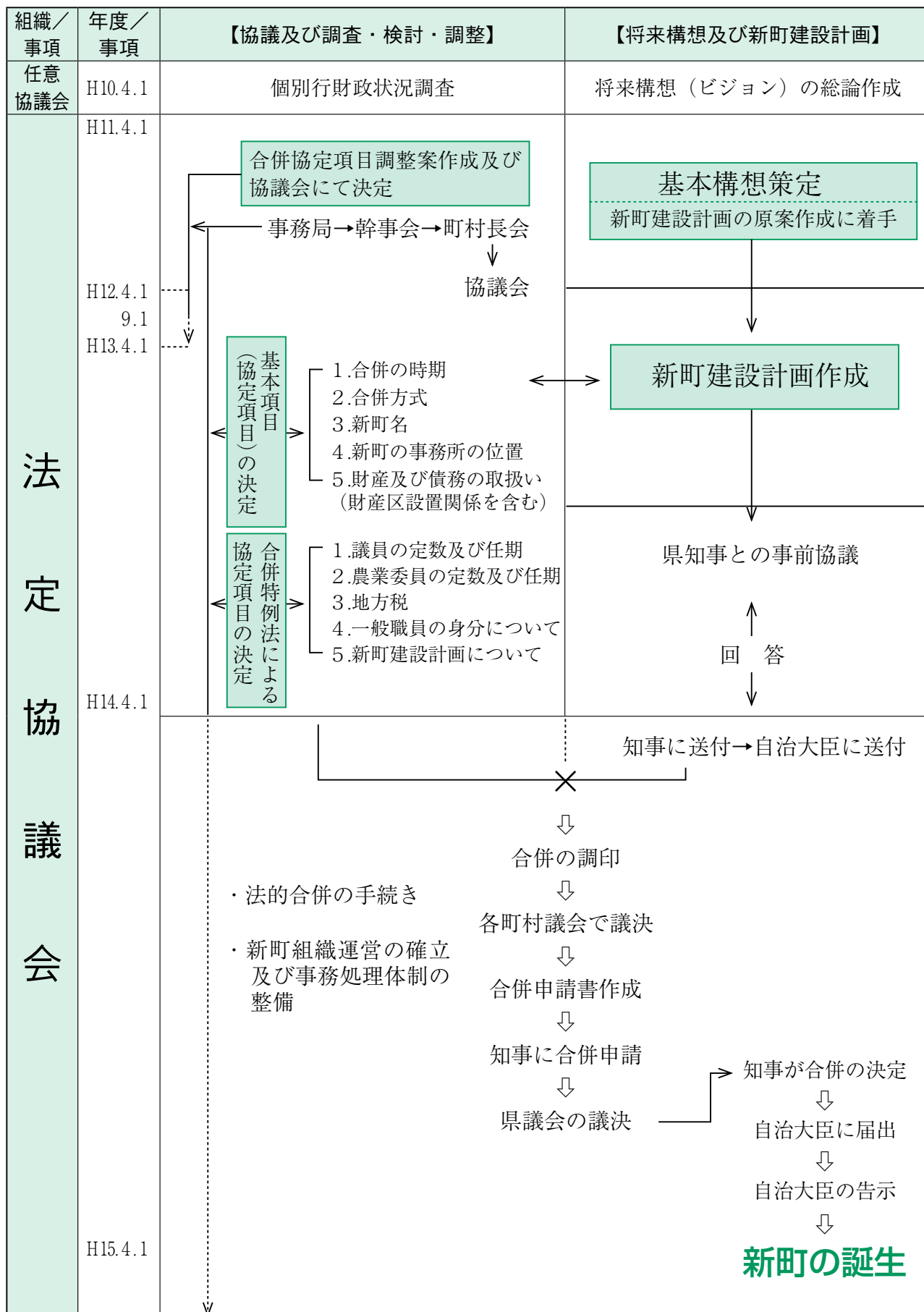
* 記者会見（正副会長・事務局長）

配付資料

1. 協議会委員名簿
2. 法定協議会作業スケジュール（案）
3. 合併協定項目（案）
4. 協定項目調整様式
5. 新町建設計画（基本構想）策定について
6. 熊本県中球磨5か町村合併協議会支援事業の内容について

法定協議会作業スケジュール（案）

[H 12. 4. 1]



合併協定項目（案）

番号	項 目	備 考	番号	項 目	備 考
1	合併の方式		22	各種福祉制度の取扱い	
2	合併の期日		23	社会福祉協議会の取扱い	
3	新町の名称		24	水道（簡易水道）事業の取扱い	
4	新町事務所の位置		25	下水道事業の取扱い	
5	財産及び債務の取扱い		26	農林漁業関係事業の取扱い	
6	議会議員の定数及び任期の取扱い		27	建設関係事業の取扱い	
7	農業委員の定数及び任期の取扱い		28	商工・観光関係事業の取扱い	
8	地方税の取扱い		29	小中学校の通学区域の取扱い	
9	一般職の職員の身分の取扱い		30	学校教育関係の取扱い	
10	特別職等の身分の取扱い		31	社会教育関係の取扱い	
11	条例、規則等の取扱い		32	同和対策の取扱い	
12	事務機構及び組織の取扱い		33	行政区の取扱い	
13	一部事務組合等の取扱い		34	広報広聴関係事業の取扱い	
14	使用料、手数料等の取扱い		35	保健衛生の取扱い	
15	公共的団体等の取扱い		36	ごみ収集運搬業務の取扱い	
16	各種団体への補助金、交付金等の取扱い		37	納税関係の取扱い	
17	町・村・字の区域及び名称の取扱い		38	電算システム事業の取扱い	
18	町・村の慣行の取扱い		39	若者定住促進対策の取扱い	
19	国民健康保険の取扱い		40	その他の事業の取扱い	
20	消防の取扱い		41	新町建設計画	
21	防災関係の取扱い				

協定項目審議スケジュール（案）

群	審議番号	細目	審 議 項 目	協定項目番号
I	1		地方税の取扱い	8
	2		使用料、手数料の取扱い	14
		1	「手数料の取扱い」	- 1
		2	「施設使用料の取扱い」	- 2
		3	「保育料の取扱い」	- 3
II	3		国民健康保険の取扱い	19
	4		水道（簡易水道）事業の取扱い	24
	5		納税関係の取扱い	37
	6		各種団体への補助金、交付金等の取扱い	16
III	7		公共的団体等の取扱い	15
	8		消防の取扱い	20
	9		防災関係の取扱い	21
	10		一部事務組合等の取扱い	13
IV	11		下水道事業の取扱い	25
	12		農林漁業関係事業の取扱い	26
		1	「農業関係事業の取扱い」	- 1
V		2	「林業水産業事業の取扱い」	- 2
	13		建設関係事業の取扱い	27
		1	「公共土木関係事業の取扱い」	- 1
VI		2	「農業土木関係事業の取扱い」	- 2
		3	「住宅建設関係事業の取扱い」	- 3
	14		商工・観光関係事業の取扱い	28
		1	「商工業関係事業の取扱い」	- 1
		2	「観光関係事業の取扱い」	- 2
VII	15		小中学校の通学区域の取扱い	29
			学校教育関係の取扱い	30
	16	1	「学校教育関係の取扱い」	- 1
		2	「学校給食関係の取扱い」	- 2
	17		社会教育関係の取扱い	31
VIII		1	「社会教育関係の取扱い」	- 1
		2	「社会体育関係の取扱い」	- 2
	18		同和対策の取扱い	32
			広報広聴関係事業の取扱い	34
	19	1	「広報広聴関係事業の取扱い」	- 1
IX		2	「情報通信関係事業の取扱い」	- 2
	20		保健衛生の取扱い	35
	21		ごみ収集運搬業務の取扱い	36
X			社会福祉制度の取扱い	22
	22	1	「社会福祉制度の取扱い」	- 1
		2	「児童福祉制度の取扱い」	- 2
XI	23		社会福祉協議会の取扱い	23
	24		町・村・字の区域及び名称の取扱い	17
	25		町・村の慣行の取扱い	18
	26		行政区の取扱い	33
XII	27		電算システム事業の取扱い	38
	28		若者定住促進対策の取扱い	39
	29		その他の事業の取扱い	40
			合併の方式	1
			合併の期日	2
			新町の名称	3
			新町事務所の位置	4
			財産及び債務の取扱い	5
			議会議員の定数及び任期の取扱い	6
			農業委員の定数及び任期の取扱い	7
			一般職の職員の身分の取扱い	9
			特別職等の身分の取扱い	10
			条例、規則等の取扱い	11
			事務機構及び組織の取扱い	12
			新町建設計画	41

第3回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年8月27日（木）午後1時30分

場所：深田村農村定住促進センター大会議室

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 報 告
 - 第1号 協議会委員による篠山市視察研修（上村協議会副会長より報告）
 - 第2号 須恵村議会議員によるあきる野市視察研修（福田須恵村議会議員より報告）
 - 第3号 その他（植薄会長より協議会事務局移転について報告）
4. 協 議

概要

協議事項については、幹事会及び町村長会において調整をし、本日提案されるものである。本日提案された協議項目は、各委員において一旦持ち帰り、検討いただいた上で、次回の第4回協議会において協議決定することになるのでよろしくお願いしたい。

- 第1号 地方税の取扱いについて
 - ①地方税の取扱い
 - ②納税関係の取扱い
- 第2号 使用料、手数料の取扱いについて
 - ①手数料の取扱い
 - ②施設使用料の取扱い
 - ③保育料の取扱い
- 第3号 協定項目等の審議スケジュールについて
 - ・原則として幹事会：第2木曜日・町村長会：第3木曜日・協議会：第4木曜日に開催することを了解
- 第4号 その他
 - ・事務局より、次回以降の協議会には提案した資料を持参されたい旨連絡
5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

第4回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年10月4日（月）午後1時30分

場所：深田村農村定住促進センター大会議室

1. 開 会（協議会副会長 上村岩利）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1) 協議
 - 第1号 地方税の取扱いについて（原案可決）
 - 第2号① 納税関係の取扱いについて①：前納報奨金（原案可決）
 - 第3-1号 使用料、手数料の取扱いについて(1)：交付手数料、証明料等（原案可決）
 - 第3-2号 ①使用料、手数料の取扱いについて(2)-①：施設等使用料（原案可決）
 - 第3-3号 使用料、手数料の取扱いについて(3)：保育料（原案可決）
 - (2)提案
 - ・使用料、手数料の取扱いについて(2)-②：施設等使用料（その2）
 - ・納税関係の取扱いについて②：納税貯蓄組合、納税奨励規程
 - ・水道事業の取扱いについて
 - ・各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
 - ・一部事務組合等の取扱いについて
 - (3)その他
 - ①第5回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について
 - ②その他
4. 閉 会

概要

- ・調整の時期の文面表現について委員より質問。
- ・各調整項目の協議の順序について、新町名、新町事務所の位置など、より住民の関心度の高い項目から優先すべきではないかとの委員からの質問。（中球磨の場合は、先進地事例とは異なり、合併に関する基本的な協議項目は十分論議した上で協議した方が望ましいとの認識を説明した上で、提案のとおり取扱うこととした。）

第5回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年10月29日（金）午後1時30分

場所：深田村農村定住促進センター大会議室

中球磨5か町村合併協議会委員委嘱状交付 須恵村教育委員会教育長 白濱 保 氏

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)協議 第2号② 納税関係の取扱いについて②：納税貯蓄組合、納税奨励規程（原案可決）
第3-2号② 使用料、手数料の取扱いについて(2)-②：施設等使用料（原案可決）
第4号 水道事業の取扱いについて（継続審議）
第5号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて（継続審議）
第6号 一部事務組合等の取扱いについて（原案可決）
 - (2)提案
 - ・国民健康保険の取扱いについて
 - ・公共的団体の取扱いについて
 - ・消防の取扱いについて
 - ・防災関係の取扱いについて
 - (3)その他 ①第6回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について
②その他
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・協議に入る前に前回検討事項とした「合併前に調整する」「合併時に調整する」「新町において調整する」というそれぞれの表現について事務局より説明。
- ・水道料金の統一に関しては、住民に対する不公平感をなくすためにも継続審議として再調査。
- ・各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、各町村独自性のある補助金等もあり、特に住民生活に関係するような補助金については、合併時に調整できるようにすべき等の意見から継続審議とした。
- ・事務局より11月1日より事務所移転（免田町）の報告。

第6回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年11月22日（月）午前9時00分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

中球磨5か町村合併協議会委員委嘱状交付 岡原村長 深松文一郎 氏

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)協議 第2号② 水道事業の取扱いについて（継続審議事項）（原案可決）
第5号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて（継続審議事項）（原案可決）
第7号 国民健康保険の取扱いについて（原案可決）
第8号 公共的団体の取扱いについて（原案可決）

- 第9号 消防の取扱いについて（継続審議）
 第10号 防災関係の取扱いについて（原案可決）

- (2)提案 ①住宅建設関係事業の取扱い
 ②観光関係事業の取扱い
 (3)その他 ①第7回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について
 ②その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・水道事業については、原則的には適当な統一料金を設定していくということで原案可決。
- ・各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、調整の具体的内容を一部修正し可決。
- ・公共的団体の取扱いについては、J A・商工会の組織の違いに関連し、組織の中球磨5か町村合併協議会について委員より質問・意見（統一すべき）。
- ・消防の取扱いについては、組織、役職の点について質問、意見。幹事会、町村長会の段階で十分な調査を行うべきとの意見があり、継続審議とした。

第7回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成11年12月24日（金）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
 2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
 3. 議 題
 (1)協議 第11-1号 建設関係事業の取扱いについて(1):住宅建設関係事業（原案可決）
 第12-1号 商工・観光事業の取扱いについて(1):観光関係事業（原案可決）
 (2)提案 ①下水道事業の取扱い
 ②林業水産業関係事業の取扱い
 ③農業土木関係事業の取扱い
 ④公共土木関係事業の取扱い
 (3)その他 ①第8回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について
 ②その他
 4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・「地域の均衡ある発展」が大前提であり、各町村の振興計画との関連から新町建設計画の策定の中で充分検討を行っていく。
- ・次回会議から会場を持ち回りで開催する。

第8回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年1月27日（木）午後1時30分

場所：上村中央公民館

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
 2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
 3. 議 題（会長：議題の審議に時間を要することが予想されるため、「提案」を先に行う）
 (1)提案 ①社会教育関係の取扱い
 ②社会体育関係の取扱い
 ③広報広聴関係の取扱い
 (2)協議 第9号 消防の取扱いについて（継続審議事項）（原案可決）

第13号 下水道事業の取扱いについて（継続審議）

第14－1号 農林水産業関係事業の取扱いについて(1)：林業水産業関係事業（原案可決）

第11－2号 建設関係事業の取扱いについて(2)：農業土木関係事業（原案可決）

第11－3号 建設関係事業の取扱いについて(2)：公共土木関係事業（原案可決）

(3)その他 ①第9回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

②その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・消防の取扱いについて町村長、消防団長合同会議、消防団長会議などの開催経緯及び調整案を説明。
- ・消防団員の年齢区分について引き上げの意見。年齢の引き上げについては、町村長と消防団との調整の結果であり、今回の調整の具体的内容部分の修正案を原案として可決。
- ・下水道事業については、流域下水道該当地区とそれ以外の地区との調整、トイレ改造工事費助成金などについて質問・意見があり、幹事会での再検討を指示して継続審議とした。
- ・農業土木関係事業については、受益者負担の現状が町村で違っているが各町村対応に難しい点もあり、合併を前提とした場合、公平にもっていく手法が懸案である。

第9回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年2月24日（木）午後1時30分

場所：須恵村文化ホール研修室

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）

2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）

3. 議 題

(1)協議 第13号 下水道事業の取扱いについて（継続審議分：流域下水道事業）（原案可決）

第15－1号 社会教育関係の取扱いについて(1)（原案可決）

第15－2号 社会教育関係の取扱いについて(2)：社会体育関係（原案可決）

第16－1号 広報広聴関係事業の取扱いについて(1)：情報通信関係事業（原案可決）

(2)提案 ①小中学校の通学区域の取扱い

②学校教育関係の取扱い

③学校給食関係の取扱い

④人権教育・同和対策の取扱い

⑤児童福祉制度の取扱い

⑥農業関係の取扱い

(3)その他 ①第10回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

②その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・下水道事業について、「流域下水道以外の取扱い（合併浄化槽、農業集落排水等）」については、調査中であり、今回の流域下水道事業の取扱いを参考に今後の検討課題とすることを了解。
- ・「上村の例による」とした水洗便所改造工事費等については、調整の具体的内容の修正案を原案とし、可決。
- ・新町文化財保護条例の中に深田村の環境保護に関する規定を引き継ぐことを確認。
- ・分権一括法の施行に伴う、必置規制の緩和関連での公民館運営審議委員・社会教育委員の設置については、いずれも設置する方向で原案可決。
- ・社会体育関係で、災害補償制度については、各町村で様々な制度があるが、どの制度に加入するかについては、新町時に最も有利とされる制度に加入すべきであるとの見解。

第10回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年3月29日（木）午後1時30分

場所：深田村農村定住促進センター会議室

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題

(1)協議 ①合併協定項目の審議

- 第17号 小中学校の通学区域の取扱いの取扱いについて（修正可決）
- 第18-1号 学校教育関係の取扱いについて（原案可決）
- 第18-2号 学校教育関係の取扱いについて：学校給食関係（原案可決）
- 第19号 人権教育・同和対策の取扱いについて（原案可決）
- 第20-1号 各種福祉制度の取扱いについて：児童福祉制度（原案可決）
- 第14-2号 農林水産業関係事業の取扱いについて：農業関係事業①～⑥
 - ①団体及び組織等（原案可決）
 - ②基金及び貸付金（原案可決）
 - ③各種振興計画（原案可決）
 - ④水田農業経営確立対策（原案可決）
 - ⑤イベント、都市交流（原案可決）
 - ⑥政策補助金等（原案可決）

②平成12年度中球磨5か町村合併協議会事業計画について

③平成12年度中球磨5か町村合併協議会予算について

(2)提案 ①商工業関係事業の取扱い

②保健衛生の取扱い

③ごみ収集運搬業務の取扱い

④町・村の慣行の取扱い

(3)その他 ①第11回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

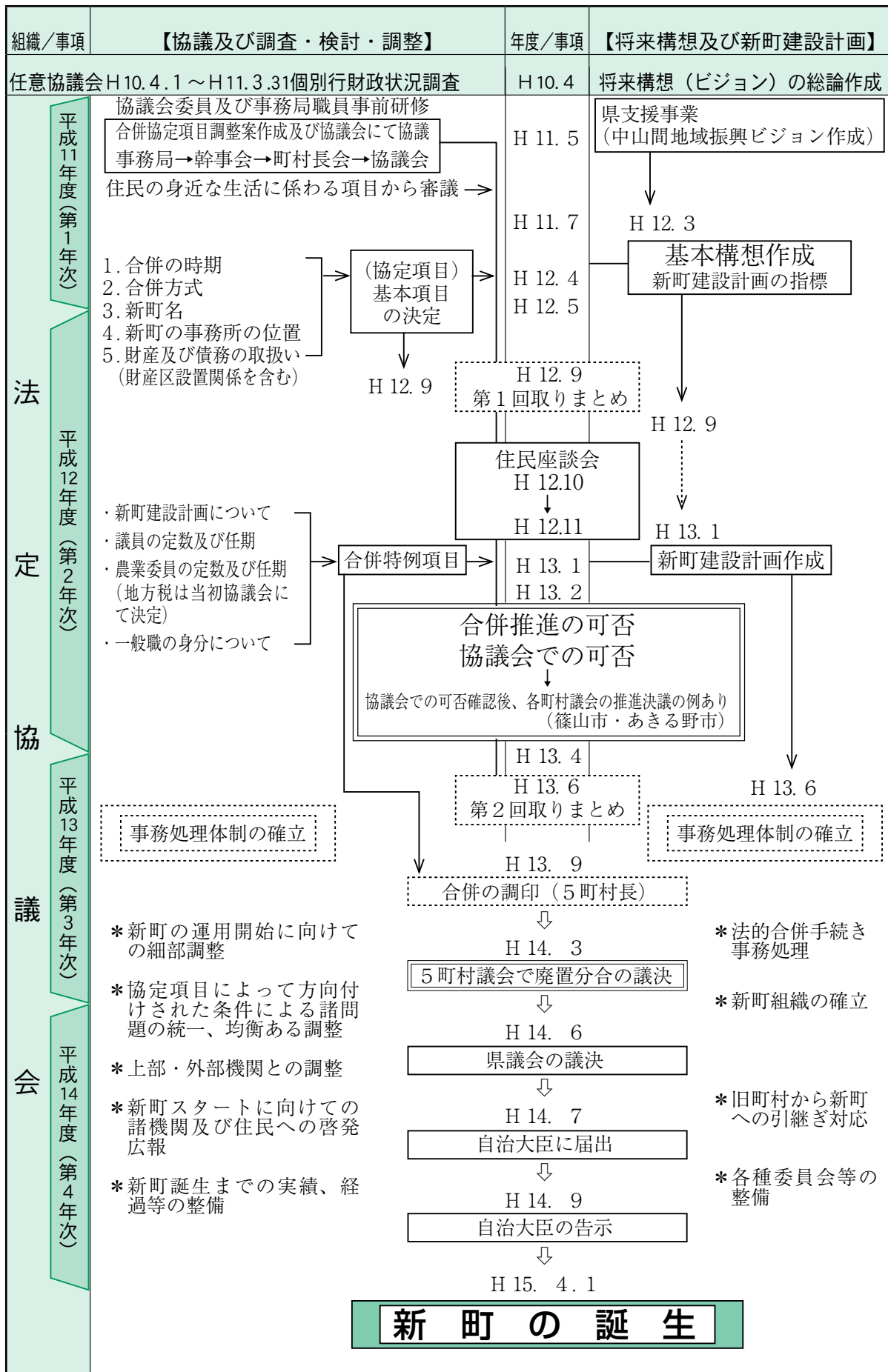
②その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・通学区域の取扱いについては、「当該の教育委員会が調整し、新町に引き継ぐ」といった文面に修正する。また、中学校の統廃合については、「小中学校の通学区域に・・・」と一本化する表現に修正。中学校の通学区域の文面を削除し修正可決とした。
- ・事業計画の中での調印式は、長の確認行為であり法的根拠、拘束力を持つものではない旨事務局より説明。また、座談会については、合併関係に集中して開催する計画であることを説明。

法定協議会作業スケジュール改定（案） [H 12. 4. 1]



平成12年度 中球磨5か町村合併協議会会計予算書

平成12年度中球磨5か町村合併協議会会計予算書は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成12年度中、当協議会の予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成12年3月29日提出
中球磨5か町村合併協議会
会長 植 薄 清 重

第1表 歳入歳出予算書

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 分担金及び負担金		20,000	42,500	▲22,500
	負担金	20,000	42,500	▲22,500
2. 繰越金		15,000	0	15,000
	繰越金	15,000	0	15,000
3. 諸収入		2	1	1
	雑入	2	1	1
歳入合計		35,002	42,501	▲7,499

歳出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 会議費		3,430	6,928	▲3,498
	1. 会議費	3,430	6,928	▲3,498
2. 事業費		8,124	9,362	▲1,238
	1. 事業費	8,124	9,362	▲1,238
3. 事務費		22,858	25,176	▲2,318
	1. 事務費	22,858	25,176	▲2,318
4. 予備費		590	1,035	▲445
	1. 予備費	590	1,035	▲445
歳出合計		35,002	42,501	▲7,499

平成12年度 中球磨5か町村合併協議会会計補正予算（第1号）

平成12年度中球磨5か町村合併協議会会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,323千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成12年8月16日提出
中球磨5か町村合併協議会
会長 植 薄 清 重

第1表 歳入歳出補正予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 分担金及び負担金		20,000	▲3,000	▲17,000
	負担金	20,000	▲3,000	▲17,000
2. 繰越金		15,000	5,323	20,323
	繰越金	15,000	5,323	20,323
3. 諸収入		2	0	2
	雑入	2	0	2
歳 入 合 計		35,002	2,323	37,325

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 会議費		3,430	0	3,430
	1. 会議費	3,430	0	3,430
2. 事業費		8,124	1,450	9,574
	1. 事業費	8,124	1,450	9,574
3. 事務費		22,858	636	23,494
	1. 事務費	22,858	636	23,494
4. 予備費		590	237	827
	1. 予備費	590	237	827
歳 出 合 計		35,002	2,323	37,325

第11回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年4月28日（金）午後1時30分

場所：岡原村もみじ館

1. 開 会（協議会副会長 瀬田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 来賓挨拶 熊本県総務部長 黒田武一郎 氏

概要

ただ今紹介を受けました県の総務部長の黒田です。第11回の協議会において挨拶の機会をいただき感謝申し上げます。〈中略〉新しい潮谷知事のもと県職員も一丸となって頑張っていきたいので皆様方のご支援もよろしくお願い申し上げます。私も昨年7月に赴任する前に、平成3年から5年までの3年間、県の財政課長をやらせていただいたことがあり、今回で2回目となります。中球磨5か町村の合併については、前部長から「最優先事項」として引き継ぎがなされており、出来るだけ早く協議会へ出席させていただきたかったのですが、出席が遅くなってしまいました。ご承知のこととは思いますが、「さいたま市」の誕生が近いという報道がなされています。合併というのは大きな流れであり、県としても主体的な合併を支援してまいりたいと思っております。私は以前自治省の財政局で仕事をしておりましたが、国会においても中球磨5か町村の合併協議は全国的なひな形として説明に取り上げられていました。いろんな形、いろんな角度で積極的な論議が進められていると伺っています。本日は、その活発な議論をお聞かせいただきたいと思います。実り多い結果になっていただくよう期待いたします。

4. 委嘱状交付 規約第7条第1項第3号に基づく委員

- ・熊本県総務部主席総務審議員兼市町村課長 緒方好秋 氏
- ・熊本県球磨地域振興局長 西 武宜 氏

5. 議 事

- (1)説明 平成11年度熊本県合併支援事業「市町村合併による中山間地域の振興ビジョン策定に関する調査研究」の調査結果について

(説明：熊本県総務部市町村課広域行政推進室 小嶋課長補佐・(財) 地方自治研究機構 小林研究員)

(2)協議 合併協定項目の審議

第12-2号 商工・観光関係事業の取扱いについて：商工業関係事業（原案可決）

第21号 保健衛生の取扱いについて（修正可決）

第22号 ごみ収集運搬業務の取扱いについて（原案可決）

第23号 町・村の慣行の取扱いについて（原案可決）

(3)提案 ①広報公聴関係事業の取扱い

②行政区の取扱い

③電算システム事業の取扱い

(4)その他 ①第12回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

②その他

6. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

*閉会后 事務局新任職員紹介 上 村役場 福岡 実 主幹
深田村役場 上村哲夫 主幹

概要

- ・保健衛生の取扱いについて、流域下水道と合併処理浄化槽の便所改造費の助成制度について、均衡をとるために要項を定めることを確認し修正可決した。
- ・ゴミ問題については、合併前の町村においてリサイクル運動等の対策を推進する意見があり、原案可決。

第12回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年5月23日（火）午後1時30分

場所：須恵村文化ホール会議室

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）

2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）

3. 議 事

(1)協議 合併協定項目の審議

第16-2号 広報広聴関係事業の取扱いについて：広報広聴関係事業（原案可決）

第24号 行政区の取扱いについて（修正可決）

第22号 電算システム事業の取扱い（原案可決）

(2)提案 ①町・村・字の区域及び名称の取扱い

②若者定住促進対策の取扱い

③合併の方式の取扱い

④新町の名称の取扱い

(4)その他 ①第13回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

②その他

6. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・行政区について、5町村の各地区の戸数のアンバランスを指摘する意見・校区PTA活動区の例により合併時に再編する意見、再編の時期に関する意見などが出され、原案を修正可決。



会議冒頭あいさつを行う植薄協議会長

第13回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年6月22日（金）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 来賓挨拶 自治省行政局行政体制整備室長 米田耕一郎 氏

概要

ご紹介いただいた自治省の米田です。（室の）名前が変わったとご紹介がされましたが、本当のところは名称がもう一つ加わったということで、行政体制整備室というのはそのまま、市町村合併推進室という名刺をまたいただいたということです。いずれにしろ、以前から行政体制の整備という仕事の中において大きな分野として市町村合併があるわけで、もう一つ仕事を紹介させていただくと、都道府県、市町村を合わせた行政改革に関する仕事があるわけです。

いずれにしても国と地方公共団体との関係で考えると「地方分権の時代」ということでありまして、地方分権の時代において、地方がしっかりやっていくように、そのためのお手伝いをする部署であります。町村長さん方には以前、1年以上前になりますが、お会いする機会があった時に「是非に現地に来てよく勉強しておくように」と仰せつかったわけでありましたが、なかなか実現出来なかったものが、ようやく本日かなってご挨拶をさせていただく機会をいただいたものであります。

現在、自治省のみならず国は、市町村合併に関して、非常に前向きに取り組んでいる状況です。丁度、今衆議院議員選挙が行われていますが、各党の公約等の中においてかなり「市町村合併」或いは「市町村の問題」を掲げているようで、或いは前面に出来てきたように見受けられます。市町村の問題、とりわけ地方分権の問題というのが国政としても大きな問題だということがようやく国民の中にもようやく理解されるようになってきたということでもあります。「分権」と聞いてよく間違われるのでありますが、実は地方分権というのは、国と地方の権限の引っ張り合いではなくて、私の思いというのを説明させていただくと、地方分権を一言で言うと、「規制緩和」ということであると思います。国がいらざるお節介をやっていたのを取っ払って、「地域のことは地域によって考えらるようにするということ」というのが分権の社会であろうと思っています。

もう少しイメージとしてお話をすると、これまではいわゆる「護送船団方式」というやり方でした。これはどういうことかと言うと、舟を市町村と仮定して、住民の方にお届けするサービスを荷物とした場合、これまでは荷物の量や乗せ方というものを国が決めていたわけでありました。市町村は決められたとおりに運ばざるを得ないということです。その代わり運ぶのに必要なお金については国が面倒を見ましょうというもので、実はこれを「中央集権」と言っていたのであります。国は一個、一個の荷物の積みおろしに口を出していたため、必要な他の国とのお付き合いの仕事、国際的なトラブルへの対処等、国が本来やらなければならない仕事というのが手薄になってしまったというのが問題になってきたわけです。

また、お金の面で考えても、どんな舟で運んでもコストがかかるわけでありましたが、例えば甲と乙という荷物があ、地域によっては甲を先に運んで欲しいのに、乙を先に運ばせていたという問題がありました。住民の要望があるにも関わらず、市町村は決められたとおりに運ばざるを得なかった。これはやはり無駄であり、もちろん金も続かなくなったそこで、全体的に変えようということになった。かえる分権の姿というのは、地域はどのような荷物が欲しいのか、それをどれくらいの期間で、どのような手順で持ってきて欲しいか、ということを荷物をもらう地域の住民が決めるという方向にもっていくことで決まったわけです。併せてどれくらいの舟でもってくるのかという選択も出来るように検討するというのが、今まさに進められているわけでありました。市町村合併を考えておられる皆さんにおいては、どのような舟をつくらうか、どのような荷物をどういうやり方で受け取ったらいいいのかというようなことを併せて今ご協議いただいていると私は思っています。全国でもこの中球磨5か町村の合併協議はモデルケースであろうと思っています。この協議会で発行されている協議会ニュース（協議会だより）を自治省にも毎回送っていただいております、欠かさず読ませていただいておりますが、非常に熱心にご討議なされているようです。

市町村合併は、住民一人一人の問題であり、どのような舟に乗っていったら自分達がいいのかということをお決めをいただきたいと思っています。私の欲張った願望を申し上げますと、経過を含

めて、中球磨地域は全国モデルになっていただければ非常にありがたいと思っています。

皆様方の一層の熱心なご審議、御討議がますます発展されることを期待申し上げて私の挨拶とさせていただきます。

4. 議 事

(1)協議 合併協定項目の審議

第26号 町・村・字の区域及び名称の取扱いについて（原案可決）

第27号 若者定住促進対策の取扱いについて（原案可決）

第28号 合併の方式の取扱いについて（原案可決）

第29号① 新町の名称の取扱いについて①：新町名称の選定方法（原案可決）

(2)提案 ①社会福祉制度の取扱い

②新町の名称の取扱い（名称募集の取扱い）

③合併の期日の取扱い

④新町事務所の取扱い

⑤社会福祉協議会の取扱い

(4)その他 ①新町建設計画 基本構想の策定状況について

②第14回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

6. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・字の区域、名称の取扱いにおいて、行政地区名での再考などについて質問があり、法務局の取扱う土地台帳の問題として取扱う必要があり、その旨考慮をお願いし、原案可決。
- ・若者定住促進対策については、新町建設計画において、現在のサービスが低下しないよう措置、企業誘致についても県の支援事業を含めて記載することを説明し原案可決。
- ・合併の方式は、対等合併以外考えられないことを確認し原案可決。
- ・新町建設計画基本構想については、企画調整会議を中心に策定を行っている旨報告。

第14回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年7月25日（火）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）

2. 委嘱状の交付 規約第7条第2項に基づく協議会委員（議長・副議長）

・免田町議会議長 尾曲幸晴

規約第7条第3項に基づく協議会委員（学識経験者）

・上村教育委員会教育長 坂口邦夫

3. 挨拶（協議会会長 植薄清重）

4. 来賓挨拶 熊本県総務部総括審議員兼次長 高本信治 氏

概要

ご紹介を受けた県総務部次長の高本です。第14回の合併協議会に出席させていただき感謝申し上げます。〈中略〉黒田副知事の後任の宮本新部長も出来るだけ早く出席したいとのことです。

国・県を取り巻く行財政は大きく変化しています。住民に身近なものは自治体に委ねるという地方分権法も施行され、実行期に入っています。分権にふさわしい自治体づくりが求められています。中球磨5か町村におかれては、平成15年4月に法定協議会を設置され、熱心に協議検討されておられることに心から敬意を表する次第です。当地域は中山間地域の対等合併として全国的に注目されています。合併を契機に地域特性を生かしたまちづくりを進めて行かれるように希望いたしております。県としても出来る限りの支援を行ってまいります。

5. 議 題

(1)協議 合併協定項目の審議

第20-2号 各種福祉制度の取扱いについて：社会福祉制度の取扱い（原案可決）

第29号② 新町の名称の取扱いについて②：新町名称の公募について（原案可決）

第30号 社会福祉協議会の取扱いについて（原案可決）

第31号 合併の期日の取扱いについて（原案可決）

第32号① 新町事務所の位置の取扱いについて①：新町事務所の位置の考え方について（原案可決）

(2)提案 ①新町事務所の位置の取扱いに係る小委員会の設置について

（＊提案後、協議事項として原案可決。）

②議会議員の定数及び任期の取扱いについて

③特別職の身分の取扱いについて

(3)報告 新町建設計画基本構想の策定状況について

(4)その他 第15回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

6. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

新町の事務所の位置候補地選定小委員会設置規程

（趣旨）

第1条 この規程は、中球磨5か町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条 第2項の規定に基づき、新町の事務所の位置候補地選定小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

(1)上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村が新設合併した場合における新町の事務所の位置の候補地の選定。

(2)現有庁舎の有効利用について。

（委員）

第3条 小委員会は、総数10名（各町村2名）とする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（任期）

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年7月25日から施行する。

新町の事務所の位置候補地選定小委員会調査事項について

1. 目的

本小委員会は、上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村（以下「5か町村」という。）が新設合併することにより、新町の事務所の位置候補地の検討等について調査、審議するものとする。

2. 役割等

5か町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により新町を設置することに伴い、同条第6項の告示による新町の設置の日に事務所（新町事務所）の位置を定めなければならないことになる。

新町事務所については、

- ①現有庁舎のいずれかを新庁舎とする。
- ②本庁機能を考慮して、分庁方式とする。
- ③新庁舎を建設する。
- ④本庁並びに支所を設置する。
- ⑤分庁方式に支所を設置する。

の方法が考えられるが、最近の先進事例では、合併当初関係市のいずれかの庁舎を新市役所としている。

位置の決定基準として、地方自治法第4条第2項に「住民の利便に最も適合するように、交通事情、他の官公署との関係等を考慮しなければならない」と規定されている。

本小委員会では、以上のことを踏まえて新町の事務所の位置候補地を検討し、合併協議会に報告するものとする。

3. 委員構成

別表「新町の事務所の位置候補地選定小委員会委員名簿」のとおり

「参考」地方自治法

【事務所の設置又は変更】

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。

【市町村の廃置分合及び境界変更】

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届けなければならない。

- 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定（市町村の境界の変更）による処分をしたときは、自治大臣は直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

別 表

「新町の事務所の位置候補地選定小委員会委員名簿」

(敬称略)

町 村 名	氏 名		備 考
上 村	犬童卓一郎	坂口 邦夫	
免 田 町	尾曲 幸晴	高橋 眞	
岡 原 村	城本 勝行	小見田和行	
須 恵 村	福田 末且	白濱 保 (副委員長)	
深 田 村	上村 岩利 (委員長)	橋爪 和彦	

概要

- ・福祉制度の充実により合併後の財源を心配する意見について、新町建設計画の中の財政計画の中において、新たに財源を必要とする事業は多くある点を説明。
- ・福祉タクシー制度についても現行のバス路線との重複は出来ず、財政負担の点を考慮しなければならない。

第15回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年8月31日（火）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 来賓挨拶 熊本県総務部長 宮本慶二 氏

概要

ご紹介いただきました宮本です。過分なご紹介に恐縮いたしております。ここポッポ一館は昨年完成と伺っておりますが、私も昭和32年から35年の間汽車で通学した思い出があります。本当に変わったなあという感じがしています。今年の6月に着任しましたが、総務部において市町村合併を扱っており、私も巡り合わせを感じています。中球磨は平成11年4月に法定協議会を設置され、精力的に協議を重ねておられ、全国的にも先進地と聞き及んでいます。また、今般基本構想が報告されると伺っております。これらの取り組みに敬意を表する次第です。多方面にわたる協議が実り、合併が実現し、地域発展に期することを期待しております。41項目中33項目が調整済みということですが、皆様方のお取り組みに心から敬意と感謝を申し上げます。

4. 議 題

(1)協議 合併協定項目の審議

第33号① 議会議員の定数及び任期の取扱いについて：小委員会の設置について（原案可決）

第34号 特別職の身分の取扱いについて（原案可決）

(2)提案 ①議会議員の定数及び任期の取扱いに係る小委員会の設置について

*提案後設置規程並びに調査事項・委員を協議決定

②一般職の身分の取扱いについて

③その他の事業の取扱い：地域審議会の設置について

(3)報告 ①新町の事務所の位置候補地選定小委員会（第1回小委員会）報告について

②新町建設計画基本構想（案）について

(4)その他 第16回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・議員の身分と定数について、「仮に選挙が行われた場合、小選挙区を設置することは可能か。」という質問があったが、公選法上は可能だが、今まで適用された例はなく、長崎、鹿児島など離島が多い地域内の於いて合併が行われる際などを想定している旨説明。
- ・小委員会の委員、委員数について質問意見が相次いだ、各町村議長と各町村委員から互選により1人選出することで了解。
- ・上村においては、「村有林を考える会」を設置し、財産区設置の是非について9月末に答申を受けるので内容は事務局へ報告する。(上村長)

議会議員の定数及び任期に関する小委員会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中球磨5か町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、議会議員の定数及び任期に関する小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

(1)上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村が新設合併した場合における議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(2)その他必要事項。

(委員)

第3条 小委員会は、総数10名（各町村2名）とする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年8月31日から施行する。

議会議員の定数及び任期に関する小委員会調査事項について

1. 目的

本小委員会は、上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村（以下「5か町村」という。）が新設合併することにより、一般原則として5か町村の議会議員は、すべてその身分を失うことになる。

しかし、市町村の自主的な合併を推進するために、議会議員の定数・在任について一般原則によらない特例措置が講じられている。（合併特例法第6条、第7条）

このことから、下記事項の調査、審議をするものとする。

2. 役割等

(1)議会議員の定数及び任期については、

- ①合併特例法を適用しない。
 - ②合併特例法第6条による。（定数に関する特例）
 - ③合併特例法第7条による。（在任に関する特例）
- の3つの選択肢がある。

①の場合

合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職し、地方自治法第91条第2項（平成15年1月1日施行）の区分に応じ定数を定め、50日以内の選挙となる。

②の場合

合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職し、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲（22名×2＝44名以内）で定数を定め、50日以内の選挙となる。

③の場合

合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き合併町村の議員として在任することができる。

(2)その他必要事項

本小委員会では、以上のことをふまえて議会議員の定数及び任期を検討し、合併協議会に報告するものとする。

3. 委員構成

合併協議会の委員のうちから5か町村2名ずつによる10名で構成。

別 表

「議会議員の定数及び任期に関する小委員会委員名簿」

（敬称略）

町 村 名	氏 名		備 考
上 村	犬童卓一郎	竹野 保良	
免 田 町	尾曲 幸晴	中尾 健一	
岡 原 村	城本 勝行	小川 泰子	
須 恵 村	福田 末且	遠山 幸穂（副委員長）	
深 田 村	上村 岩利（委員長）	中村 敬士	

第16回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年9月28日（火）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 上村岩利）
2. 挨 拶（協議会会長 植薄清重）
3. 来賓挨拶 熊本県副知事 黒田武一郎 氏

概要

ご紹介いただきました県の副知事の黒田です。〈中略〉中球磨5か町村の合併協議は全国のリーディングケースとなっています。県も一緒になって推進していきたいと思っています。早くも協議は16回を迎えられたところですが、現在は直接所管する立場にはないものの、審議の経過については市町村課から逐次報告を受けています。皆様方がひとつひとつの議題を慎重に協議を重ねられていると伺っており、事務局職員のご苦勞を含め協議会関係者の皆さんに深く敬意を表する次第です。

ご案内のとおり全国的に合併の動きが盛んであり、東京の田無市・保谷市とか、或いは新潟、また埼玉県では浦和市・大宮市・与野市が新しくさいたま市を設置することになりました。いろんなパターンを発表したところですが、この合併支援については当該地域振興局の最重要施策として位置づけ、各エリアで合併に関する勉強会を立ち上げていただいているところです。

また、4月には介護保険制度がスタートするなど、市町村が実施する事業がますます増大してきています。中球磨の取り組みは、今後の日本の市町村のあり方を考えるリーディングケースになるだろうと思っています。合併の審議についてもまさに一番のピークを迎えたところと認識していますが、今般、新しい町づくりに向けた基本構想が示され、住民座談会において住民に配布・説明がなされると伺っています。県としても最大の支援を行ってまいりたいと考えていますが、市町村課の職員などもどんどん活用していただき、皆様のお取り組みが素晴らしい成果に結びつくことを心からお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。



4. 議 題

(1)協議 合併協定項目の審議

第36号 一般職の身分の取扱いについて（原案可決）

(2)報告 ①新町事務所の位置の取扱いに係る小委員会の審議結果について

＊委員長報告を協議会として了承

＊委員長の報告内容を協議会の議題として協議確認することを了承

提案・協議 第32号 新町事務所の位置について（原案可決）

②新町建設計画基本構想について（原案確認）

(3)提案 ①財産及び債務の取扱い（山林の取扱いを除く）

②農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

③条例、規則等の取扱い

④事務機構及び組織の取扱い

(4)その他①住民座談会の開催について

②第17回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について

5. 閉 会（協議会副会長 瀧田勇一）

概要

・一般職の取扱いについての具体案は、総務課長会議で調整することを報告し原案可決した。

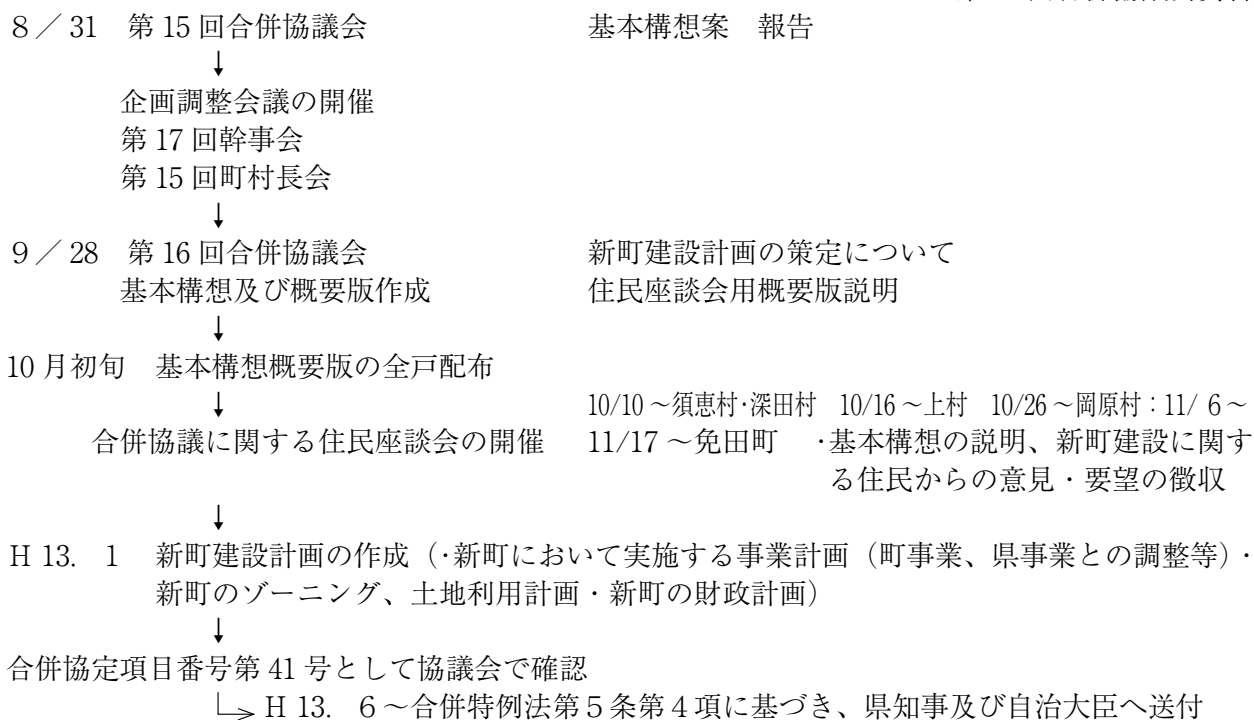
＊新町事務所の位置の取扱いに係る小委員会の選定理由

「新町事務所は、5町村の中心部に位置し、他の4村役場とも5分程度の近距離にあり、さ

らに5町村の商業圏の中心をなし、近隣の町村役場及び他の諸官公庁との位置関係から、免田町に新町事務所を設置することが行政事務並びに住民の利便に最も適していることから、免田町役場の現庁舎を新町事務所として選定したものである」

中球磨5か町村 新町建設計画・基本構想の策定について

H12. 9.28 第16回合併協議会資料



第17回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年10月25日（火）午後3時00分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 上村岩利）

2. 挨拶（協議会副会長 淵田勇一）

3. 議 題

(1)協議 合併協定項目の審議

第37号① 財産及び債務の取扱い（山林の取扱いを除く）（原案可決）

第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（継続審議）

第39号 条例、規則等の取扱い（原案可決）

第40号 事務機構及び組織の取扱い（原案可決）

(2)報告 議会議員の定数及び任期の取扱いに係る小委員会の審議状況について

(3)その他 ① 中球磨5か町村合併協議会ホームページの開設について

② 住民座談会の開催状況について

③ その他

(4)第18回協議会の開催について

4. 閉 会（協議会副会長 淵田勇一）

概要

・財産関係については、各基金の持ち寄り額、債務負担行為関連、山林以外の町村有不動産の新町への引き継ぎなどについての質問の他、債務についての線引きについての質疑の後原案可決した。

- ・農業委員については、選挙区設置、議員の特例措置と比較した意見があり、合併の意義として農業委員会組織の統一見解を説明。再調整の必要性から継続審議とした。

第18回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年11月20日（月）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 上村岩利）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)提案 ①各種福祉制度の取扱い：社会福祉制度の取扱い（介護保険事業関連）
②その他の事業の取扱い：環境に配慮したまちづくりに関する取扱い
③第7号 国民健康保険の取扱いについて（修正）（修正案可決）
 - (2)報告 議会議員の定数及び任期の取扱いに係る小委員会の審議状況について
 - (3)その他 ①住民座談会の開催状況について

概要

須恵村、深田村、岡原村については終了。各委員におかれては大変ご苦勞をいただいた。現在上村、免田町について開催、集計中。出席率は深田村67%、須恵村が63%で合併についての関心の高さがうかがえる。これまで出された共通の要望事項としては、やはり地域間格差を心配する声、保育所、学校の問題、行政区、財政特例措置が多かった。今回は中間報告とする。

②その他

- (4)第19回協議会の開催日程について

*小川幹事長（上村役場助役）退任挨拶

4. 閉 会（協議会副会長 瀧田勇一）

第19回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成12年12月25日（月）午後3時00分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 委嘱状交付等 委嘱：協議会幹事 上村収入役 上瀧賢一 氏
就任：協議会幹事長 免田町助役 橋口棟助 氏
4. 議 題
 - (1)報告 ①「市町村合併をともに考える全国総括リレーシンポジウム」への参加結果
(H12.12.15(金)「ニューピアホール（東京都浜松町）」にて開催)

概要

報告要旨（瀧田副会長）

去る12月15日に東京にて開催された「市町村合併を考える全国総括リレーシンポジウム」に参加してきたので復命を行います。今年の7月から12月にかけて47都道府県で開催されたシンポジウムの総括で開催されました。統計によれば全国民の86%が合併の必要性を感じている。（片山自治大臣の挨拶要旨説明。）また、樋口アサヒビール名誉会長の基調講演では、最近の不況の基がゴミ処理問題等、地方自治体に係る問題に起因している。市町村合併は日本再生に欠かせない問題であるとのことでした。また、1月に誕生する住民参加を重視した2市（田無・保谷）が合併した西東京市についての紹介がなされました。まとめとしては、合併には首長の強力なリーダーシップが必要であること、お互い相手の悪口を言わないことというのが合併推進の重要な2点であるとのことであった。

②住民座談会の開催結果について（別紙報告書）

(2)協議 合併協定項目の審議

第20－3号 各種福祉制度の取扱い③：社会福祉制度の取扱い（介護保険事業関連）（原案可決）

第35－2号 その他の事業の取扱い：環境に配慮したまちづくりに関する取扱い（原案可決）

第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続審議分）（原案可決）

(3)議会議員の定数及び任期の取扱いに係る小委員会の審議状況報告

概要

報告要旨（上村小委員会委員長）

小委員会においては、地域的な平等性を欠くという理由で設置選挙は避けることとするが、委員の中には第6条を指示される方もいた。しかし、住民座談会の内容についても考慮した上で6条すなわち44名以内で選挙すれば原則の場合と変わらないのではという意見も出された。

結果としては、合併後の新町建設計画を円滑に推進するためには、議決をした議員が一定期間見届ける責任があり、特例法第7条の在任特例が適当であり、かつ、新年度の決算が終わった後の平成16年11月頃が適当と判断されることから在任の期間は1年8ヶ月とするということになった。

委員の中でも6条と7条の適用については、意見が分かれたところであり、最終的には全員一致には至らなかったが、小委員会の結果としては、特例法7条を適用することとし、決算を次年度の予算に反映させる時期として11月末の1年8ヶ月を在任期間とすることで報告させていただく。



小委員会の結果報告を行う上村委員長

(4)その他 ①第20回協議会の開催日程について

②その他

5. 閉 会（協議会副会長 瀧田勇一）

概要

- ・環境に配慮したまちづくりについては、いわゆる豊かな自然環境は共通の財産であるから新町一体で考えていくということが適当であり、一地域の課題であっても全町の課題として考えていくという意味である。（会長）
- ・農業委員の身分については、2月21日の各町村長、各町村農業委員会長との会議が開催され本案がまとまったことを受けて内容を修正して提案。平成17年7月20日からは農業委員会は統一され、新町における事務局は一元化する内容で原案可決となった。
- ・議会議員の取扱いについては、委員長報告を協議事項として了承。報告内容を持って協議会へ提案し、次回協議会において審議することを了解した。

第20回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年1月25日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）

2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）

3. 議 題

(1)協議 合併協定項目の審議

第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（修正可決）

(2)提案 ①新町名候補選定小委員会の設置について

(3)報告 ①新町建設計画策定に係る基本方針について

(4)その他 ①第21回協議会（2月20日予定）及び第22回協議会の開催について

②その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・議会議員の定数及び任期の取扱いについては、委員長の補足説明の後審議。住民の理解を得るためにあと1回小委員会を開催したらどうか？1年8ヶ月の在任期間は長すぎるのでは・その根拠は？区長会から出された意見書は反映されたのか？などの意見・質問が相次ぎ、先進地同様1年1ヶ月の在任期間の調整意見が委員から出され、会長による修正案として提案。了承され修正可決。
- ・新町名候補選定小委員会の設置については、提案後審議可決し、委員の互選を行った。

新町名候補選定小委員会設置規程**（趣旨）**

第1条 この規程は、中球磨5か町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、新町名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

(1)上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村が新設合併した場合における新町の名称（以下「新町名」という。）の候補の選定。

(2)新町名の選定基準に関すること。

(3)その他新町名の選定に関し必要な事項。

（委員）

第3条 小委員会は、総数10名（各町村2名）とする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年1月25日から施行する。

新町名候補選定小委員会調査事項について

1. 目的

本小委員会は、上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村（以下「5か町村」という。）が新設合併することにより、新町にふさわしい名称の候補について調査、審議するものとする。

2. 役割等

- ①新町名の候補の選定。
- ②新町名候補の公募期間設定及び選定基準の作成運用。
- ③賞品及びその贈呈対象者の決定方法の検討。

3. 委員構成

別表「新町名候補選定小委員会委員名簿」のとおり

別 表

「新町名候補選定小委員会委員名簿」

(敬称略)

町 村 名	氏 名		備 考
上 村	犬童卓一郎（委員長）	梅田 光	
免 田 町	金盛 直記	松田三佐子（副委員長）	
岡 原 村	上原 龍一	荒川 愛二	
須 恵 村	恒松 健男	印道ヨシ子	
深 田 村	橋爪 和彦	福永 一子	

第21回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年2月27日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 委嘱状交付 中球磨5か町村合併協議会幹事 深田村収入役職務代理者 濱田定武 氏
4. 議 題

(1)報告 ①第1回新町名候補選定小委員会の開催結果について

②各町村における「財産及び債務の取扱い（山林の取扱い）」に係る協議の状況（結果・今後の予定等）について

③その他

(2)第22回協議会の開催日程について

5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

・各町村における山林の取扱いについて状況並びに結果を各村長より報告。（上村＝3月19日まで

には議会特別委員会としての意見を出す。岡原村＝新町に引き継ぐ。須恵村＝新町に引き継ぐ。深田村＝新町に引き継ぐ。）

- ・廃置分合の議決と合併推進の決議についての意味について質問があり、議員各位に周知する意味合いから説明の場を設けることの検討依頼があった。

第22回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年3月27日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)提案 ①財産及び債務の取扱い（山林の取扱い）について
②中球磨5か町村の合併を推進することについて
 - (2)報告 平成13年度中球磨5か町村合併協議会予算について
 - (3)その他 第23回協議会の開催日程について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・山林の取扱いについて各町村で調整が整ったことに基づく提案。
- ・上村の財産区については、地上権のみならず土地も含まれるのか？管理会について？財産区の財政運営についてなどの質問が出された。
- ・合併推進の確認採決の方法について質問があった。

平成13年度 中球磨5か町村合併協議会会計予算書

平成13年度中球磨5か町村合併協議会会計予算書は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 平成13年度中、当協議会の予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成13年3月21日提出

中球磨5か町村合併協議会

会長 植 薄 清 重

第1表 歳入歳出予算書

歳 入

（単位：千円）

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 分担金及び負担金		42,500	20,000	22,500
	1. 負担金	42,500	20,000	22,500
2. 繰越金		500	15,000	▲14,500
	1. 繰越金	500	15,000	▲14,500
3. 諸収入		2	2	0
	1. 雑入	2	2	0
歳 入 合 計		43,002	35,002	8,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 会議費		3,348	3,430	▲82
	1. 会議費	3,348	3,430	▲82
2. 事業費		16,771	8,124	8,647
	1. 事業費	16,771	8,124	8,647
3. 事務費		22,440	22,858	▲418
	1. 事務費	22,440	22,858	▲418
4. 予備費		443	590	▲147
	1. 予備費	443	590	▲147
歳 出 合 計		43,002	35,002	8,000



第12回中球磨5か町村合併協議会町村長会
(於：免田町商工コミュニティーセンター)

第23回中球磨5か町村合併協議

日時：平成13年4月26日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 委嘱状交付 規約第7条第1項第3号に基づく委員 熊本県総務部市町村総室長 檜村善和 氏
中球磨5か町村合併協議会幹事 免田町総務課長 徳永正勝 氏
5. 議 事
 - (1)協議 合併協定項目の審議
 - ①審議 第37号② 財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱い）（継続審議）
 - ②確認 中球磨5か町村の合併を推進することについて（文言修正）
 - (2)報告 ・専門部会の設置について 他（次回報告）
 - (4)その他 ①第12回中球磨5か町村合併協議会会議の開催について
 - ②その他
6. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

山林の取扱い（財産区の設置について）

- ・赤字となった場合の対応を協定文言に明記すべき。新町での負担となった場合が心配。（委員）
- ・財産区経営が困難となった場合は、新町が引き取ることもあり得るとの見解を説明。（会長）
- ・管理会運営に関する条例に制定の可否と制定権者、時期について？（委員）

- ・財産区への新町からの補助金支出について？（委員）
 - ・財産区設置に係る関係町村議決関連について1町村でも否決したらどうなるのか？（委員）
 - ・財産区の制度的な解釈を県より補足説明。
各町村制度的な理解を含め、再度認識を深める必要があるとの判断から継続審議となった。
- 以降予定されていた確認事項・報告事項についても次回案件となった。（上記点線枠囲み部分）



第24回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年5月25日（木）午後1時30分

場所：須恵村文化ホール会議室

1. 開 会（協議会副会長 瀏田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 事
 - (1)協議 合併協定項目の審議
 - ①協議 第37号② 財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱い）（原案可決）
 - (2)確認 中球磨5か町村の合併を推進することについて（原案確認）
 - (3)報告 ①新町名称候補選定小委員会の結果について
 - ②法定協議会スケジュール（改定案）について
 - ③専門部会の設置について
 - (4)提案 新町建設計画（案）
 - (5)その他 ①第25回協議会の開催日程について
 - ②その他
5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・山林の取扱い（財産区の設置について）前回の委員の意見を踏まえて町村長会に於いて検討された結果、設置前から協定文書の中に破たんを予定した内容を盛り込むことは適当でないと判断された旨説明（事務局）
- ・財産区の管理運営の条例案については、他地域の住民に不公平感がないように配慮し、議会の廃置分合の議決までに原案を出してほしい。（委員）
- ・合併推進の確認について、これまでの協議結果を踏まえて、今後「具体的調整」という次のステップに入るために協議を進めるということであり、協議会委員として合併を推進する旨を判断いただくというものである。（会長）
- ・「合併推進」の確認後、休憩時間を利用して新町名称候補選定小委員会を別室で開催。会議再開後結果を委員長より報告。委員長報告（新町名称の公募期間：6／11～8／15）を協議事項として了承。

中球磨5か町村の合併を推進することについて

確認の内容

中球磨5か町村合併協議会においては、平成15年4月1日に町村合併を行うことに向けて、合併を推進していく。

確認の理由

近年、市町村においては、住民の日常生活圏域の拡大とともにこれから迎えるところの少子・高齢化社会の到来や地方分権の動きなどの環境変化に対応していくため、自治体の財政基盤や行政能力の強化が求められているところである。

これらの環境変化や課題に対応していくために、中球磨5か町村においては、平成11年4月1日に市町村の合併に関する特例法に基づく「中球磨5か町村合併協議会」を設置し、町村合併を手段とした対応策について協議が進められてきたところである。

これまで40に亘る協議事項の調整結果を踏まえると、多様化、高度化する住民ニーズに応え、引き続き質の高い行政サービスを提供しながら地域の一体的な振興を図っていくためには、町村合併が最も効果的であると判断される場所である。

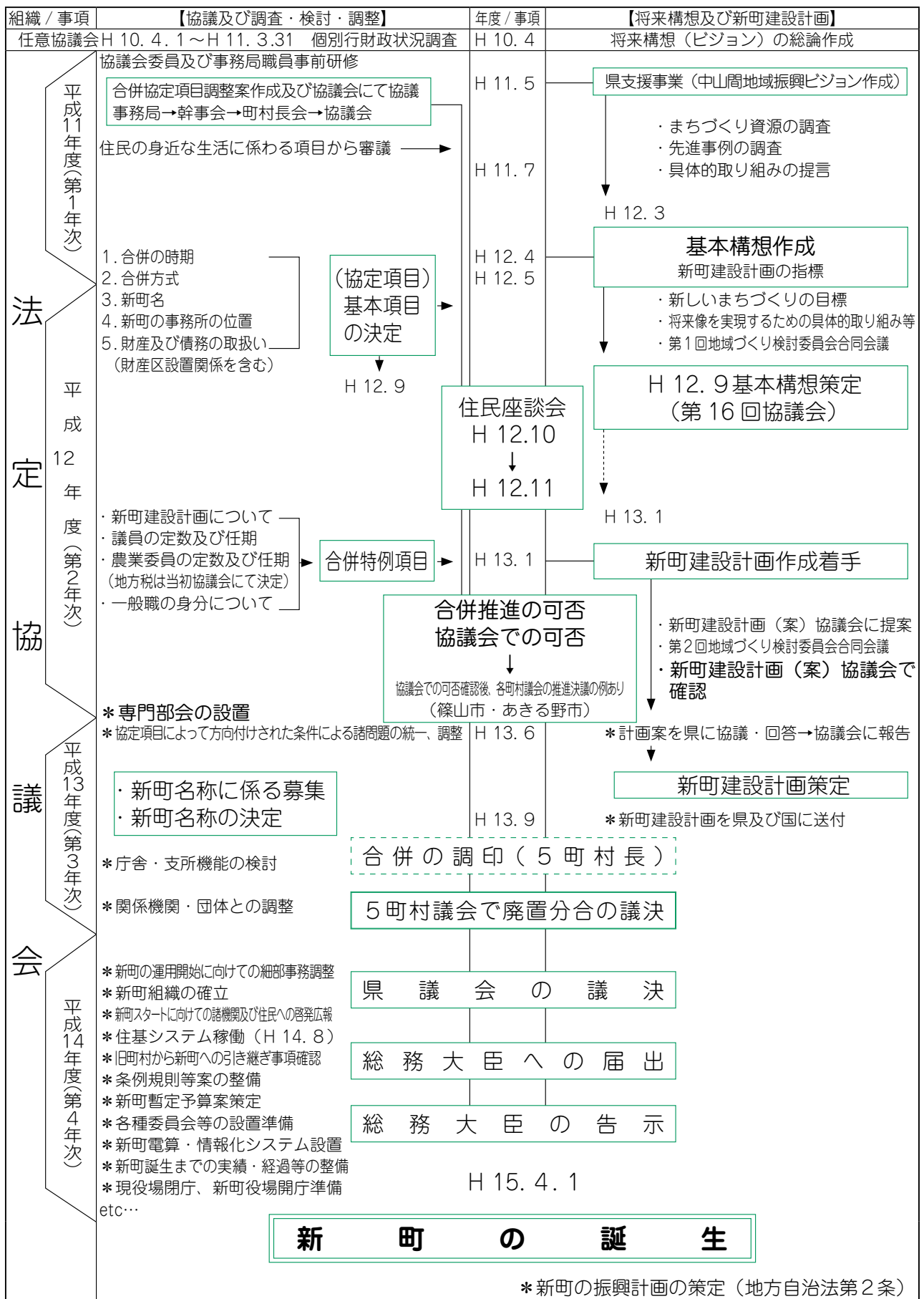
中球磨5か町村合併協議会においては、合併の効果を最大限に引き出しながら、新町の設置にむけたより具体的な調整の実施と積極的な地域振興策を検討していくために、合併の期日として確認がなされている平成15年4月1日に向けて合併を推進していくことを確認するものである。



平成13年5月25日確認
中球磨5か町村合併協議会

法定協議会作業スケジュール改定（案）

[H 13. 5.25 改訂]



平成14年度合併関連主要事業計画 (平成14年3月27日開催 第34回合併協議会確認)

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15・1月	2月	3月	4月	備考
新町事務組織及び人事 ・組織、人事 ・教育委員(暫定)5人 ・選管委員(暫定)4人 ・固定資産評価審査委員 (暫定3人以上) ・特別職の報酬調整 ・地域審議会の設置	組織確定・協議会報告								職員配置検討	内示 委員会会議 選任・解職				辞令交付 初会議	1日付
現庁舎の改修、移動 各町村閉庁式 あさきり町開庁式	改修計画策定・実施設計・入札	改修							移動計画策定・職員周知 式典検討 閉庁式	答申(決定) 各町村審議会委員の選任				委嘱状交付	1日付
電算システム関連整備 ・通信回線網の整備 ・電算システム整備	業者決定 調整	発注・整備工事 契約・システム開発	完了試験運用 試験運用	住基稼働 住基稼働	戸籍稼働 戸籍稼働	税システム等検討			全体システム試験運用 税システム稼働(予定)					本稼働	
各町村防災行政無線システム 暫定期間運用		暫定期間運用申請書作成	報告⑤ 部会検討 報告⑥ 部会検討 報告⑦ 部会検討 報告⑧ 最終報告例規番号決定・DB化・最終調整	申請書提出(総務大臣告示後)	支所単位での運用調整									暫定期間開始	(※要消防署・消防団との調整)
新町例規の整備	部会検討	報告⑤ 部会検討 報告⑥ 部会検討 報告⑦ 部会検討 報告⑧ 最終報告例規番号決定・DB化・最終調整												発効	専決処分・告示
大字の決定	現町村調整	(法務局含) 各町村議会へ説明・了承	協議会報告 県事前協議・例規化	住民周知	県届出準備									関係例規発効	専決処分・告示
行政区の再編	現町村調整	各町村議会へ説明・了承	協議会報告例規原案報告	住民周知										関係例規発効	専決処分・告示
平成15年度暫定予算策定 平成14年度各町村決算事務	予算編成方針策定・周知	各町村毎の要求書作成	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	町村毎要求ヒアリング	専決処分・告示
新町における選挙関係 ・町長職務執行者選任 ・町長選挙準備 ・農業委員会委員選挙準備	14年度各町村決算の留意事項周知													発効	専決処分・告示
関係機関・団体等の調整 ・一部事務組合等との調整 ・社会福祉協議会の統合 ・各町村の機関・団体	知事の合併処分決定後町村長連名で通知・部会調整 事前調整 協議会設置 町村長連名で通知・部会での調整	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	専決処分・告示
合併一般事務 ・看板等の書き替え、作成 ・庁舎施設、備品等整備 ・消防団備品等購入事業 ・管内地図、帳票、封筒類等の 作成事業	知事の合併処分決定後町村長連名で通知・部会調整 事前調整 協議会設置 町村長連名で通知・部会での調整	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	協議会・議会説明 協議会の開催・検討 協議会説明	専決処分・告示
公印作成・発注									対象公印把握・集約	発注	納品	確認検査・支払			
住民への広報啓発 ・看板 ・ポスター、チラシ ・新町ホームページ	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	業者選定発注・設置 支払 企画コンペ 発注 納品・確認 概要検討(広報分科会)	
閉町村式典 新町主要事業調整検討	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	内容報告 内容報告	1日付
※町章選定作業	選定方法検討・協議会報告	募集・企画コンペ	選定・決定	例規原案報告	町旗発注	納品	確認	実施	新町において制定						

第25回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年6月27日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 事
 - (1)報告 新町名称候補選定小委員会の結果について（小委員会報告事項「新町名候補選定基準等」を決定）
 - (2)協議 第41号 新町建設計画（案）について（継続審議）
 - (3)その他
 - (4)第26回協議会の開催日程について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）



小委員会の結果報告を行う犬童委員長

概要

- ・新町名候補選定小委員会犬童委員長より、委員会の結果報告。「新町名候補選定基準等」を決定。
- ・新町建設計画について、6月8日に開催された第2回地域づくり検討委員会合同会議の結果を事務局より報告。
- ・計画（案）の修正箇所を追加説明。
- ・計画内容で、ゾーニングされた中での具体的な事業の位置づけが出来ないか？との質問が委員からあったが、実際の策定作業の段階においては、合併後の事業内容の詳細や優先順位あるいは施行の場所等を合併前に決定することは大変難しい旨事務局より説明。
- ・計画の実効性の見地から旧町村単位に設置される「地域審議会」の趣旨を説明。
- ・財政計画中、国からの財政支援が終了し、類似団体と同様の予算規模になるまでの財政上の数字の推移が示されておらず、計画終了年度の数値との差が大きいためこの点の示されなければ住民に対しても説明できない。次回までに示してほしい旨の意見が委員から出され、関係資料を提出することで継続審議とした。
- ・その他の事項で、県より国の新指針（合併重点支援地域）について説明。

新町名候補選定基準等

1 選定基準

新町名候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか1つ以上に該当する名前とする。

- ①中球磨地域が地理的にイメージできる名前
- ②中球磨地域の特徴を表す名前
- ③中球磨地域の歴史・文化にちなんだ名前
- ④地域住民等の理想・願いにちなんだ名前
- ⑤合併を記念した名前
- ⑥その他、新町名としてふさわしい名前

2 選定方法

新町名候補は、応募作品の中から5点程度を委員の協議により決定するものとする。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を著しく損なわない範囲で修正することができるものとする。

4 選定にあたっての留意事項

- (1)応募数については、選定の際の参考に留めることとする。
- (2)ローマ字で表記した場合のことも考慮することとする。

第26回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年7月27日（金）午後3時00分

場所：須恵村文化ホール会議室

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 事
 - (1)提案第40号－1② 地域審議会の設置について（地域審議会の組織及び運営）
 - (2)協議 第41号 新町建設計画（案）について（原案可決）※別記載
 - (3)その他
 - (4)第27回協議会の開催日程について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・ 地域審議会の設置については、第15回協議会（H12.8.31）において確認されているが、その組織及び運営については、新町建設計画策定の段階で協議を行うことになっていた旨を会長から説明。
- ・ 地域審議会の委員の構成内容について質問があり、次回協議会までに事務局で検討し、修正した案を提案する可能性を示唆し提案説明を終了した。
- ・ 新町建設計画について、前回協議会で指摘があった財政計画の中での平成25年以降の財政の見通しについての参考資料を説明。
- ・ 計画の事業内容について、現行の総合計画における事業の位置付け、具体的な事業箇所の計画の掲載について意見があり、新町において設置される地域審議会の機能十分尊重し、現在着手してある事業は継続するという説明（会長）を行い原案可決とした。

第27回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年9月3日（月）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 事
 - (1)協議 第40号－1② 地域審議会の設置について（地域審議会の組織及び運営について）
(原案可決)
 - (2)報告 ①新町名候補選定小委員会の開催結果について
 - ア. 賞品及び贈呈対象者の決定方法について（原案了承）
 - イ. 新町名候補選定結果について（委員長報告の4候補名を了承・持ち帰り検討）
 - ②新町の組織機構について
 - (3)その他
 - (4)次回協議会の開催日程について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

〇〇地区地域審議会の設置に関する事項

（設置）

合併後、〇〇地区に、合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会を置く。

（設置期間）

地域審議会の設置期間は、町村の合併の日から平成25年3月31日までとする。

（所掌事務）

1. 地域審議会は、新町の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1)新町建設計画の変更に関する事項
- (2)新町建設計画の執行状況に関する事項
- (3)地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4)新町の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5)その他町長が必要と認める事項

2. 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

1. 地域審議会の委員は、委員 15 名以内で組織する。
2. 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が任命する。

- (1)区長
- (2)農林業団体、商工業団体に属する者
- (3)社会教育及び学校教育の団体に属する者
- (4)青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者
- (5)社会福祉に係る者
- (6)消防団員
- (7)学識経験を有する者

(任期)

1. 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 委員は、再任されることができる。

(会長)

1. 地域審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
2. 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。
3. 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

1. 地域審議会は、町長が招集する。
2. 地域審議会は、毎年 2 回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の 4 分の 1 以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
3. 地域審議会は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
4. 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。
5. 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

地域審議会の庶務は、総務を担当する課において処理する。

(雑則)

地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。

新町の名称決定に係る賞品及び贈呈対象者の決定方法について

1. 名付け親賞
名付け親賞 1 名の決定は、新町名決定後に開催される協議会において、協議会委員立会のもと、協議会会長による抽選により決定するものとする。
2. 特別賞
 - ①特別賞の決定は、新町名決定後に開催される協議会において、協議会委員立会のもと、小委員会委員による抽選により決定するものとする。
 - ②特別賞該当者がなかった場合、賞品についてはその他の賞へ振替とする。
 - ③特別賞該当者が 10 名または 10 名以下の場合、全員当選とする。

3. アイディア賞

その他の賞をアイディア賞とし、贈呈対象者数及びその決定方法については、次のとおりとする。

- ① アイディア賞の決定は、名付け親賞及び特別賞の決定後に開催される小委員会において、抽選により決定するものとする。
- ② 贈呈対象者は原則 50 名とし、賞品として図書券を贈呈するものとする。

新町名候補選定結果について

(※あいうえお順)

1. あさぎり町（あさぎりちょう）

【選定理由】

- ・ あさぎりという町名は、農産物等のブランド名として売り込める。
- ・ 朝霧は、新鮮さ・清らかさ・自然を表すイメージで好感がもてる。
- ・ ひらがなで表記した場合、子供にも書きやすくわかりやすい。また、誰もが覚えやすく情報発信する場合、最初に出てくる町名となる。

【小委員会付帯意見】

- ・ 霧は5町村固有のものではなく、球磨郡地域特有のものであり、霧の発生する地域は全国にある。
- ・ 霧のイメージは必ずしも明るいイメージではない。

2. 五彩町（いさいちょう）

【選定理由】

- ・ 5町村それぞれの長所、豊かな彩りが溶けあい、新しい町への願い・期待が込められている。
- ・ 五彩は異彩を放つにも読み替えられる。語呂がよい。

【小委員会付帯意見】

- ・ 中球磨地域を直接表しているとはいえない。
- ・ ふりがなを付けなければ間違っ読まれやすい。

3. 五福町（ごふくまち）

【選定理由】

- ・ 五つの自治体が力を合わせ幸福な町をつくり、地域住民みんなに福が来る幸福な町づくりがイメージできる。
- ・ 応募数から要望の強さが感じられる。

【小委員会付帯意見】

- ・ 熊本市内の同一町名と混乱しやすい。
- ・ 地域を表す名称でない。

4. なかくま町（なかくままち）

【選定理由】

- ・ 5町村を表しており、日頃から慣れ親しんできた地域一帯の名称である。
- ・ 一番わかりやすく、地域が一目瞭然である。
- ・ 5町村に公平な名称であり、永い歴史がある名称である。
- ・ 応募数から要望の強さが感じられる。

【小委員会付帯意見】

- ・ 中球磨は郡内の地域を表しており、全国的な知名度とはいえない。
- ・ 熊本・球磨・なかくまと「くま」が連続しており抵抗がある。
- ・ 合併して、新しい町になったイメージがでない。

概要

- ・地域審議会の設置については、前回提案説明の中で委員の構成部分について一部修正し、修正案を原案として協議可決した。(民生委員→社会福祉に関係する者)
- ・新町名候補選定小委員会犬童委員長より報告のあった「賞品及び贈呈対象者の決定方法について」は、了承。「新町名候補選定結果について」は、3,981点の応募総数(管内40%、管外60%)から、同一名称を除いた約2,100点について、選定基準に基づき、2回の小委員会で最終的に4点に絞り込んだ経緯を併せて説明。最終候補4点について了承。続いて、協議に入ったが、新町に対応すべきとの見解から一旦町村に持ち帰り検討し、改めて9月11日に協議会を開催し協議することです了承となった。
- ・その他の事項において、農業委員会の取扱いについては、合併協定項目中、「農業委員の定数及び任期の取扱い」については、県並びに九州農政局からの見解をもとに、昨年12月の第19回協議会において、「農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで5町村に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置する」ことで調整合意がなされていたが、今般、新町農業委員会に対する補助金等の取扱いに関し、県を通じて九州農政局に照会したところ、農業委員会等に関する法律が平成12年4月の地方分権推進一括法の施行により改正されたことに伴い、「中球磨5か町村の場合、新町において複数設置は不可能である」ことが判明。詳しい内容について県から説明が行われた。

このため、現行法律の規定に基づき、「原則どおり、1農業委員会設置で設置選挙を実施する。」あるいは、「合併特例法に基づく特例措置により、合併後1年以内の期間、10人以上80人以下の選挙委員の在任期間を適用する。」という判断を改めて行う必要があり、各町村の農業委員会に対して経緯、法の説明を行った上で協議会へ再提案されることになった。



第3回新町名候補選定小委員会
(H13. 8. 28: 免田町ポッポー館)

第28回中球磨5か町村合併協議会

日時: 平成13年9月11日(火) 午前9時00分

場所: 免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会 (協議会副会長 瀧田勇一)
2. 挨拶 (協議会会長 植薄清重)
3. 議 事
 - (1) 協議 第29号② 新町の名称について (最終4候補を協議。「あさぎり町」に決定)
 - (2) 報告 ① 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
② その他
 - (3) その他
 - (4) 次回協議会の開催日程について
4. 閉 会 (協議会副会長 上村岩利)
(閉会后、5町村長による記者会見)

概要

- ・新町名の決定協議については、9月3日に提案した4候補名について、各町村の勉強会の結果を各町村代表から選定の理由、状況を踏まえて報告。
- ・上 村 ① なかくま町 ② あさぎり町
- ・免田町 ① あさぎり町 ② 五福町
- ・岡原村 ① あさぎり町 ② 五彩町 ③ なかくま町
- ・須恵村 ① あさぎり町 ② なかくま町
- ・深田村 ① あさぎり町 ② 五福町 以上の報告があった。

- ・4町村が「あさぎり町」という結果であり、採用すべきとすることがあったが、全会一致ができなければ投票の検討要望があり、町村長・事務局で協議のため暫時休憩。
- ・「あさぎり町」と「なかくま町」の上位2候補で決定することについて各町村の議長並びに上村の委員とで協議のため暫時休憩。
- ・再開後、上村の委員が4町村の意見に歩み寄る形となって「あさぎり町」に決定した。
- ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、その後の状況を事務局から行い、町村長と農業委員長との合同会議に結果を踏まえて本協議会へ報告する旨説明。



閉会後の5町村長による記者会見

第29回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年9月28日（金）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 事
 - (1)新町名付け親賞等の決定について
 - (2)報告 新町建設計画の策定に係る県協議の結果について

熊本県球磨地域振興局 西局長の報告概要

平成13年7月30日付けで、合併協議会から県に対してご協議がありました「中球磨5か町村の新町建設計画」につきましては、「熊本県市町村合併推進本部」の本部会議を9月6日に開催いたしまして、潮谷知事をはじめ、関係各部長も出席のうえ協議を行いました。その結果、協議された「新町建設計画」に異議なしということで、ここに回答申し上げます。

このことは、合併協議会の委員の皆様や地域住民の方々のご協力の成果であり、深甚の敬意を表すると共に、今後は、「新町建設計画」の実現に向けて、皆様方のさらなるご尽力を賜りますようお願いいたします。「若いまち 豊かなまち そして、夢ふくらむあさぎり町」のご誕生を心より祈念申し上げます。

それではただいまから、県からの回答書、並びに球磨地域振興局の通知書を植薄会長へお渡しいたします。（※西局長から植薄会長へ回答書を手渡し）

(3)その他

(4)次回協議会の開催日程について

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・名付け親賞の決定については、「あさぎり町」名で応募のあった5件の中から会長抽選により、1名の名付け親賞（小林望さん：岡原村）を決定し、4名を特別賞とした。

第30回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年10月26日（金）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 委嘱状交付 協議会規約第17条に基づく監査委員
上村代表監査委員 山野 力 氏
4. 議 事

- (1)新町名「あさぎり町」名付け親賞・特別賞 贈呈式
・名付け親賞 小林 望 様 ・特別賞 高田秀敏 様
中原美穂 様
半田照代 様
小村幸人 様



名付け親賞、特別賞受賞者

- (2)第7回新町名候補選定小委員会開催結果について
・アイディア賞の抽選結果について
- (3)報告 新町名「あさぎり町」の字体について
- (4)提案 第38号 農業委員会の委員の任期及び定数について（原案可決）
- (5)その他
①町村長による合併協定内容の確認について
②その他
- (6)次回協議会の開催日程について
5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・名付け親賞、特別賞の贈呈式については、受賞者に対し植薄会長から各賞を贈呈した。
- ・アイディア賞については、応募のあった中から新町名候補選定小委員会によって抽選、決定された110名について、犬童委員長より報告。
- ・「あさぎり町」の字体表記については、町村長会で「新町における公印字体は、教科書体を基本とし、通常の使用については、自由表記とする。」ことが報告された。
- ・農業委員の任期及び定数についての取り扱いについては、昨年12月25日に開催された第19回協議会で確認がなされたが、その後関係法律の適用に誤りがあり、協議をやり直す必要が生じたことを会長から報告。本件の取り扱いについて、第19回の確認内容を取り消し、再提案することを了承後、これまでの各農業委員会との調整結果を報告。
協議の結果、提出された本票を原案可決とした。
- ・町村長による合併協定内容の確認については、協議会委員には立会人として署名をいただく旨説明。委員より調印する合併協定書（内容）について質問があり、事前に届け周知することで了解された。

第31回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年11月22日（木）午前10時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 来賓紹介 ・熊本県知事 潮谷義子 様
・熊本県議会議員 松村 昭 様
・熊本県議会議員 松田三郎 様

4. 調印式

- (1)合併協定書の説明 （事務局次長）
- (2)合併協定書の署名調印



5町村長による署名調印並びに特別立会人として署名される潮谷知事

(5 町村長並びに県知事)

- (3)来賓挨拶 ・ 熊本県知事 潮谷義子 様
・ 熊本県議会議員 松村 昭 様

(4)立会人署名 (合併協議会委員)

(5)次回協議会の開催日程について

5. 閉 会 (協議会副会長 上村岩利)

植薄会長挨拶の概要

5 か町村を代表しまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は、何かとご多用の中、潮谷県知事様、県議会議員の松村先生、松田先生のご臨席をいただき、ただ今、上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の町村長による合併協定書への署名調印を終えることが出来ました。特別立会人として御署名いただきました潮谷知事をはじめ、ご来賓の皆様、また、この後立会人として御署名いただきます協議会委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。中球磨5 か町村は、平成 11 年 4 月に法定協議会を設置して以来、41 にわたる協定項目の審議を中心に、町村合併に向けて検討調整を行ってまいりました。本日の調印式に至りますまでは、多くのハードルを乗り越えねばなりませんでした。3 年という時間をかけて協議会の委員さんをはじめ、各町村の議会及び関係機関の皆さんの多大なご努力を賜りました結果、今般、協議が相整い、5 か町村長が署名調印を行うことが出来た訳であります。



これまでお力添えをいただき、ご理解、ご尽力をいただきました各分野の関係の皆様にご敬意を表し、深く感謝申し上げる次第であります。中球磨5 か町村の合併につきましては、これから、5 か町村の議会のご審議と議決をいただかなければなりません。それがかないますと平成 15 年 4 月には「あさぎり町」が誕生することになります。今後、合併に向けて取り組むべき課題はまだまだ山積しており、これからがまさに正念場と言っても過言ではありません。私たちも、15 年 4 月の「あさぎり町」のスタートがスムーズになされますように全力をあげて諸準備に取り組んでいかなければならないという思いとともに「合併して良かった」と言われる行政を目指し、全国に誇れる素晴らしい町づくりを展開していかなければならないと決意を新たにしているところであります。

「あさぎり町」の誕生に向けて、具体化し、動き出したこの取り組みが輝かしい結果となりますよう皆様のなご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

熊本県知事挨拶の概要

本日は中球磨合併調印、無事に完了いたしました。本当におめでとうございます。私は、朝霧につつまれているこの球磨地方にまいりながら、車の中で思いました。朝霧がすこしづつ晴れていくように、平成 8 年からこの中球磨5 か町村が新しいまちづくりに向かって一つ一つペールを剥がすような努力の中の積み上げ、それが今日に至ったと思っております。新しい町の出発ということは、41 項目に亘る協議の内容もございまして。そしてその協議の背景には永い歴史がございまして。またそれぞれの町々が描いてきたビジョンがございまして。そのカラーの一つ一つ、それを新しいカラーに塗り替えていくという作業は並大抵ではなかったと思います。そうした成果が今日、この熊本県にとりましては、実に昭和 45 年 11 月、芦北町が誕生して以来、32 年ぶりの新しい町、これが平成 15 年の 4 月に誕生するという運びになりました。ここまで、歩み続けてこら



れました各町村の方々、そしてこれを支えておいでになりました皆様方、本当におめでとうございます。

熊本にとっても力強く、そして明るい話題になるものと期待をしております。これからも県にとりましては、皆様方と一緒に、いろんな角度の中から「あさぎり町」が名実ともにあたらしい町としての機能を発揮し、そして町民の皆様方が誇りに満ちた形の中で、町政の様々な歩みを行って行かれるためのバックアップ体制、これを気をおくことなく進めて参りたいと、このように考えております。

私どもは、今合併協定、これがここで整ったということは、これから後の市町村合併に対しての大きな弾みになっていくとそのように思っております。

住民の皆様を巻き込みながら、本当に話題多い「あさぎり町」の第一歩が記されていきますように心から願っております。今後ともこの合併、本当に素晴らしい歩みに繋がっていきますように、祈って、祈ってやまない、この成功が、この先平成17年という時限立法の中で、熊本県にとってもどのような形の中で受け止められていくのか、さい先を占うようなことでもあると思っております。ここまでたどり着くまでの間、県議会の先生、そして議会の先生、或いは各団体の皆様方の御協力があったことに深く感謝を申し上げ、今後とも引き続き、皆様方の協力が続けられていかれますように心から願っております。そして今日お集まりの皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。本日の合併調印のお祝いの言葉とさせていただきます。誠におめでとうございます。

第32回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成13年12月26日（水）午前15時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)合併協議会各専門部会の検討状況について（橋口幹事長より報告）
 - (2)今後の協議会の開催日程について
 - (3)その他
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

第33回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年1月24日（木）午前13時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)廃置分合（合併）の申請に係る経過について
 - ①廃置分合（合併）の申請に係る経過（植薄会長より報告）
 - ②今後の手続き（檜村県市町村総室長より説明）
 - (2)その他
 - (3)次回協議会開催日程について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

①廃置分合（合併）の申請に係る経過 会長報告の概要

1月15日の臨時議会、午前10時から5町村一斉に開催された訳ですが、各町村共に満場一致あるいは、極めて高い同意支持率により原案可決がなされました。その可決された議案は、新聞等でも委員の皆さんすでにご承知のことと思いますが、ひとつは、平成15年4月1日から5町村を廃止して、その区域をもって「あさぎり町」を設置することを熊本県知事に申請することについて

の議案である。二つ目が、5町村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についての議案を議決いただいた。三つ目は5町村の廃置分合に伴う経過措置として議会議員の任期に関する在任特例の適用についての議案を可決いただいた訳であります。四つ目は、5町村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する議案を可決いただいた訳であります。4議案それぞれ、先ほど申し上げたとおり、全会一致或いは圧倒的多数の合意をもって可決成立をいただきました。

その議決をいただいて、議事等を整理し、1月18日に5か町村長が県知事に合併の申請を行ったところです。ちょうど、その時には上村の渕田村長は、いわゆる牛の海綿状脳症（狂牛病）の問題で農林水産大臣と会われたため、代理として上渕収入役が出席されました。5か町村揃って潮谷知事に申請書を提出したわけです。



潮谷県知事への合併申請書の提出
(1月18日：県庁)

平成11年4月に発足した合併協議会ですが、各町村の委員の皆さん、それぞれ地域の意見を背景に熱意をもって41項目の調整事項について協議をいただきました。それが住民の方に伝わり、議員の皆さんにおいても、それらを背景に議決を頂いたものであると思います。本当に真剣なご討議をいただいて、あの歴史的な時間が迎えられたということで皆さんに対しても心から感謝をいたしているところです。そしてまた、ご支援をいただいた県当局、本日は市町村総室の植村総室長、球磨地域振興局の西局長においでいただいておりますが、そのお知恵を拝借し、また隣接町村も遠くから温かいご支援をいただいたことに心から感謝申し上げます。

現在県知事の方へ書類があがっていますが、その申請の際に3月の県議会に是非ご提案をお願いしたいということと案内のとおり合併特別交付金、これをひとつ県の当初予算に組んでいただいて、支援交付をしていただきたいことをお願いしてきたところです。以上が手続きの概要であります。

②今後の手続きについて植村県市町村総室長からの説明概要

今後の手続きについてご説明申し上げます。会長から報告がありましたように先週の18日に5か町村長が知事を訪問されて、廃置分合の申請書を提出されています。現在はこの提出された申請書の内容を検討中であり、早ければ2月の定例県議会に議案を提出する方向で現在準備中です。

県議会に議決が得られますと3月中にも知事より廃置分合の決定がなされるということになります。その後は、知事から総務大臣に届出をして1、2ヶ月後に告示がなされる予定であり、この告示により合併の効力が発生するということになります。改めて私の方からも皆様へのお礼と感謝を申し上げたいと思いますが、ここに至るまでには山あり谷ありの議論があったということ、私も昨年4月に委員に就任した訳ですが、それ以前からいろんなお話を聞かせていただいており、皆さん方の真剣かつ熱心なご協議によりここまでたどり着いたことに心から敬意を表したいと思う次第であります。本当にここに至るまでご苦労さまでした。については、残すところあと1年ちょっとの期間であります。今から先が基礎固めであり、是非合併して良かったといわれるような土台をつくるために、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。以上をもって報告にかえさせていただきます。

全体の概要

- ・ 1月15日に中球磨5か町村で一斉に開かれた臨時議会において、廃置分合関係4議案が議決され、18日に5町村長により県知事に対して合併申請書の提出を行った旨、会長より報告。
- ・ 今後の手続きについて、総務大臣告示行為までのスケジュールを植村委員（県市町村総室長）より説明。
- ・ 次回協議会の開催については、2月協議会を開催せず、3月末に次回協議会を開催する旨了承。

第34回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年3月27日（木）午前13時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 来賓挨拶 熊本県副知事 黒田武一郎氏
4. 報 告 中球磨5か町村の廃置分合の申請に係る
熊本県知事の処分決定について
5. 議 題
 - (1)平成14年度合併関連事業計画について
 - (2)平成14年度合併協議会予算について
 - (3)その他
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）



概要

- ・平成14年度事業計画で、「大字の決定」については、会長より早めに着手し決定を指示。町章の選定については、「町・村の慣行の取扱い」において「新町において新たに定める」ことの確認がなされてあるが、町章については、新町における式典や例規整備等の都合から平成14年度の着手させて頂きたい旨会長から提起がなされ、了承。その他の協議事項についても了承した。

平成14年度 中球磨5か町村合併協議会会計予算書

平成14年度中球磨5か町村合併協議会会計予算書は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 平成13年度中、当協議会の予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成14年3月22日提出

中球磨5か町村合併協議会

会長 植 薄 清 重

第1表 歳入歳出予算書

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 分担金及び負担金		20,000	42,500	▲22,500
	1. 負担金	20,000	42,500	▲22,500
2. 繰越金		10,000	500	9,500
	1. 繰越金	10,000	500	9,500
3. 諸収入		2	2	0
	1. 雑入	2	2	0
歳 入 合 計		30,002	43,002	▲13,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 会議費		2,970	3,348	▲378
	1. 会議費	2,970	3,348	▲378
2. 事業費		6,913	16,771	▲9,858
	1. 事業費	6,913	16,771	▲9,858
3. 事務費		19,520	22,440	▲2,920
	1. 事務費	19,520	22,440	▲2,920
4. 予備費		599	443	156
	1. 予備費	599	443	156
歳 出 合 計		30,002	43,002	▲13,000

第35回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年4月26日（金）午後1時30分

場所：須恵村文化ホール会議室

- 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
- 挨 拶（協議会会長 植薄清重）
- 委嘱状交付 ・ 協議会規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員
熊本県球磨地域振興局長 豊田貞二 氏

4. 報告事項

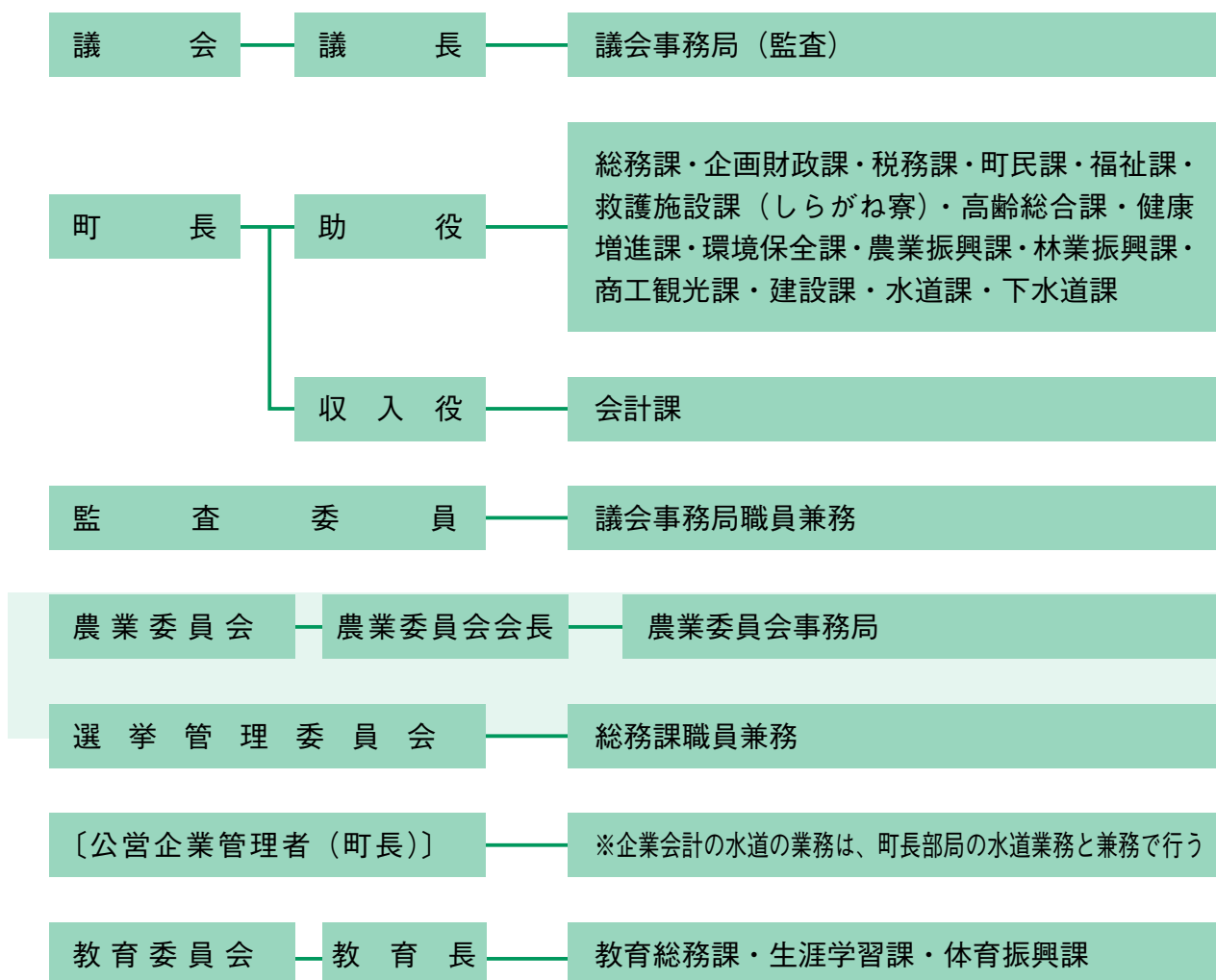
- (1)新町役場の組織・機構について
- (2)町章の選定について
- (3)その他
- (4)次回協議会の開催について

5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・ 新町役場の組織機構について、会長から総務課長会～町村長会で検討を行ってきた経緯を報告。「新町で実施される施策や今後先験的に取り組まなければならない新たな施策などを考慮し、住民サービスの低下を招かないよう検討した結果、あさぎり町役場は、免田町に本庁舎及び分庁舎を置く集中型とし、各支所と連携していくことが最適と判断した。なお、議員については、1年1ヶ月の間の在任期間があるため、上村中央公民館を臨時議場とすることとなった。」
- ・ 委員より、課の設置、係の配置について質問が出されたが、大筋で了承。具体的な各課・係の業務内容については、今後最終的な調整を行っていく。
- ・ 組織機構の検討の中で、一時各課の「分散方式」も検討したが、無理があることが判明。今回分庁舎として計画している勤労者体育館については、仮庁舎として検討しているが、雇用促進事業団との合築であり、関係部分の購入の目処がついたので払い下げの協議を行っている。
- ・ 町章の選定については、3月の協議会において具体的に着手することが了承されており、今回は、各町村の現況の報告。次回協議会において関係要項、諸規定を提案する。

あさぎり町機構図（※概要：各課の業務内容は略）



第36回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年5月30日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)中球磨5か町村の廃置分合における総務大臣告示について（報告）
熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室長 小嶋一誠 氏
 - (2)町章の選定について（提案）
 - (3)その他
 - (4)次回協議会の開催について
5. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

中球磨5か町村の廃置分合における総務大臣告示についての報告概要

ただいま、会長からの指示がありましたので総務大臣の告示について、その経緯も含めて報告させていただきます。

中球磨5か町村の廃置分合に関しては、さる平成14年1月15日の5町村各議会の議決を受け、1月18日に町村長さんから県知事に申請が行われています。この申請については、3月22日に県議会の議決がなされ、同日県知事の処分が行われたところです。4月3日には、県知事から直接片

山総務大臣に地方自治法第7条第1項に基づく届出がなされましたが、これを受けて総務省において手続きが進められ、今般5月23日に官報により告示がなされたところです。

お手元に官報の写しを配布いたしておりますのでご覧ください。(官報の内容説明)

以上により、平成15年4月1日から「あさぎり町」を置く旨の処分決定がなされましたので、ここに報告させていただきます。

あさぎり町章選定要項

平成14年5月30日開催

第36回中球磨5か町村合併協議会決定

(趣旨)

第1条 この要項は、中球磨5か町村合併協議会規約（以下、「規約」という。）第3条第3号の規定に基づき、あさぎり町における町章を選定するための必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2条 あさぎり町章（以下、「町章」という。）の選定方法については、一般公募による方法とする。

(公募期間)

第3条 町章の公募期間については、7月、8月の2ヶ月間程度とする。

(町章候補選定小委員会の設置)

第4条 町章候補の選定にあたっては、町章候補選定小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置し候補選定に係る必要な事項を付託する。

2 小委員会の組織運営、調査事項、選定基準等必要な事項は、中球磨5か町村合併協議会（以下、「協議会」という。）の了承を得て、別に定める。

(候補選定結果の報告)

第5条 小委員会での選定作業の状況並びにその結果については、協議会へ報告するものとする。

(町章の決定)

第6条 協議会は、小委員会からの最終候補報告に基づき、町章を決定し、かつその内容を広報誌等により周知を行うものとする。

(選定作品応募者等の表彰並びに賞品等の授与)

第7条 町章に選定された作品の応募者、その他優秀な作品の応募者に対する表彰並びに賞品等の授与及び、その方法については、小委員会において別に定める。

(応募作品の権利等の帰属)

第8条 応募された作品に係る一切の権利は、中球磨5か町村に帰属するものとし、合併後はあさぎり町に帰属するものとする。

(庶務)

第9条 町章選定に係る庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、町章選定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成14年5月30日から施行する。

あさぎり町章候補選定小委員会設置規程

平成14年5月30日開催

第36回中球磨5か町村合併協議会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、中球磨5か町村合併協議会規約（以下、「規約」という。）第11条第2項の規程並びにあさぎり町章選定要項（以下、「要項」という。）第4条の規定に基づき、あさぎり町章候補選定小委員会（以下、「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議するものとする。

- 1 あさぎり町章（以下、「町章」という。）の候補の選定。
- 2 町章の選定基準に関すること。
- 3 その他町章の選定に関し必要な事項

(委員)

第3条 要項第4条第2項に規定する小委員会は、中球磨5か町村合併協議会（以下、「協議会」という。）委員10名（各町村2名）をもって構成する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長並びに副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下、「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、町章候補の選定に際して、識見を有する者の意見を求めることができる。

- 2 前項に規定する者のほか、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

(庶務)

第9条 町章選定に係る庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年5月30日から施行する。

あさぎり町章候補選定小委員会調査事項（案）

平成14年5月30日開催

第36回中球磨5か町村合併協議会決定

1. 目的

本調査委員会は、あさぎり町にふさわしい町章の候補について調査、審議するものとする。

2. 調査事項等

- ① 町章の候補の選定
- ② 町章候補の公募期間設定及び選定基準の作成運用
- ③ 賞品及びその贈呈対象者の決定方法の検討

3. 委員構成

別表「あさぎり町章候補選定小委員会委員名簿」のとおり

別表

「あさぎり町章候補選定小委員会委員名簿」(敬称略)

町 村 名	氏 名	備 考
上 村	議長 犬童 卓一郎	学識経験者(青壮年部) 梅田 光
免 田 町	議長 尾曲 幸晴※委員長	学識経験者(教委代表) 高橋 眞
岡 原 村	議長 城本 勝行	学識経験者(女性代表) 小川 泰子
須 恵 村	学識経験者(青壮年部) 遠山 幸穂	学識経験者(女性代表) 印道ヨシ子※副委員長
深 田 村	学識経験者(教委代表) 橋爪 和彦	学識経験者(青壮年部) 中村 敬士

第37回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年7月25日(木)午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会(協議会副会長 淵田勇一)
2. 挨拶(協議会会長 植薄清重)
3. 議 題
 - (1)水道料金の検討結果について(報告)
 - (2)第1回あさぎり町章候補選定小委員会の開催結果について 委員長 尾曲幸晴
 - (3)その他
 - (4)次回協議会の開催について
4. 閉 会(協議会副会長 上村岩利)

あさぎり町「町章募集要項」

平成14年6月7日開催 第1回あさぎり町章候補選定小委員会決定

(趣旨)

第1条 この要項は、中球磨5か町村(上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村)が平成15年4月1日に合併して誕生する「あさぎり町」の町章を募集して、「あさぎり町」のまちづくりの基本方針である『若いまち 豊かなまち そして、夢ふくらむ「あさぎり町」』にふさわしい「町章」を制定することを目的とする。

(募集する町章)

第2条 募集する町章は、次のとおりとする。

- (1)『若いまち 豊かなまち そして、夢ふくらむ「あさぎり町」』にふさわしい「町章」であること。
- (2)町旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3)用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(色を段階的変化させること)は不可とする。
- (4)自作の未発表作品であること。

(募集方法)

第3条 募集方法は一般公募とする。

(応募方法等)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1)応募資格は問わない。また、同一人の応募は3点以内とする。
- (2)締切日は、平成14年8月31日とする。

- (3)応募は、応募用紙又は縦横 15 セントメートルの枠を書いた A 4 サイズの白色用紙を縦長で使い、用紙 1 枚につき 1 作品とする。
- (4)応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5)応募は、持参又は封書による郵送とする。
- (6)応募先は、中球磨 5 か町村合併協議会事務局とする。

(選定方法)

第 5 条 応募された作品は、「あさぎり町章候補選定小委員会」において、採用候補作品 5 点以内を選考し、中球磨 5 か町村合併協議会において選定する。

(賞金)

第 6 条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。但し、最優秀受賞者が高校生以下の場合、賞金相当額のパソコンセットを贈呈する。又、入賞受賞者が高校生以下の場合、賞金相当額の図書券を贈呈する。

- (1)最優秀賞（採用作品） 1 点 20万円
- (2)入賞 4 点以内 2 万円

(入賞発表)

第 7 条 入賞者の発表は、「合併協議会だより」、「各町村広報紙」、「協議会ホームページ」で発表するとともに、入賞者へ通知する。

(著作権等)

第 8 条 応募作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1)応募作品に関する一切の権利は、「中球磨 5 か町村合併協議会」及び「あさぎり町」に帰属する。
- (2)応募作品は返却しない。
- (3)採用作品の使用に際しては、一部を補作およびモノクロで使用する場合がある。

(その他)

第 9 条 その他、あさぎり町「町章」の選定に関し必要な事項については、あさぎり町章候補選定小委員会において定める。

概要

- ・新町水道料金の検討結果の報告については、関係合併協定項目調整結果に基づき上下水道専門部会で以下の点について留意し検討された経緯を報告し、了承。
- ・公営企業決算状況調査を検討資料とし、独立採算性を考慮した料金設定とする。
- ・消費税を外税とする。現在、免田町だけが企業会計で外税となっているが、合併後は、簡易水道会計も消費税額が大きくなり、消費税申告も本則課税となり、消費税改訂時にも料金改定をする必要がない。
- ・公共施設の使用料を徴収する。
- ・須恵村の農業用（水田）使用料は、合併後も引き続き設ける。
- ・現在までの水道施設整備で起債した償還金については、一部、地方交付税措置の対象となっていて、その分が一般会計に受け入れられていることから水道事業特別会計への一般会計繰入金についても考慮する。
- ・第 1 回あさぎり町章候補選定小委員会の開催結果については、尾曲委員長より上記募集要項等の決定報告等があり了承された。

第 38 回中球磨 5 か町村合併協議会

日時：平成 14 年 9 月 26 日（木）午後 1 時 30 分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題

- (1)あさぎり町章候補選定小委員会の開催結果について 委員長 尾曲幸晴
 (2)「大字の取扱い」に係る各町村の調整結果について
 (3)その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・あさぎり町章候補選定小委員会の開催結果については、募集期間の終了に基づく第一次選定から第三次選定結果までの概要を尾曲委員長より報告等があり、了承された。
- ・第一次選定 応募作品総計 1,504 点の中から 125 作品に絞り込みを行った。
- ・第二次選定 125 作品を各委員 5 作品選考する形で 36 作品に絞り込みを行った。
- ・第三次選定 36 作品を各委員点数制で 3 作品選定し、上位 11 作品を最終選定候補作品とした。
- ・今後、小委員会において第 4 回会議を開催し、最終選定を行い 10 月の協議会において提案することについて報告了承。
- ・「大字の取扱い」に係る各町村の調整結果については、事務局より各町村長に対し、調整結果を照会。報告されたものを集約し協議会に報告了承。あさぎり町における住所表示が内定した。



小委員会による第一次選定作業
 （会場：免田ポッポー館）

「あさぎり町」における大字の区域と名称（※平成 15 年 4 月 1 日発効）

新 町 名	新大字名	新町大字の区域内の字	旧大字名
あさぎり町	上 東	現大字「上」区域内の甲区分（法務局登記簿）に属する字の区域及び同大字「上」区内における丁区分に属する「黒岩清願寺大谷八幡社」・「ツ、ジ原」を含む区域	上
	上 西	現大字「上」区域内の丁区分（法務局登記簿）に属する字のうち、「黒岩清願寺大谷八幡社」・「ツ、ジ原」を除く字の区域	
	上 南	現大字「上」区域内の丙区分（法務局登記簿）に属する字の区域	
	上 北	現大字「上」区域内の乙区分（法務局登記簿）に属する字の区域	
	皆 越	現大字「皆越」の区域の字	皆 越
	免田東	現大字「甲」の区域の字	甲
	免田西	現大字「乙」の区域の字	乙
	岡原北	現大字「宮原」の区域の字	宮 原
	岡原南	現大字「岡本」の区域の字	岡 本
	須 恵	現「須恵村」の区域の字	－
	深田東	現大字「東」の区域の字	東
	深田西	現大字「西」の区域の字	西
	深田南	現大字「南」の区域の字	南
	深田北	現大字「北」の区域の字	北

※住所表示については、

- ・大字の前に「大字〇〇」とは表記しない
- ・番地と数値の間に「の」とは表記しない

（4 月 18 日開催第 34 回町村長会で確認）

第39回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年10月24日（木）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）

2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）

3. 議 題

(1)あさぎり町章候補選定小委員会第4回会議の開催結果について 委員長 尾曲幸晴

(2)あさぎり町章候補作品の提案について

(3)その他

4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

決定したあさぎり町章



受付番号：1117

氏 名：成瀬重道（なるせ しげみち）39才 男 上益城郡矢部町
デザイン趣旨：あさぎり町のa（筆記体）をモチーフに、町民が前進する姿を表現。
緑色は自然豊かな山並みを、青色は山裾流れる球磨川を表す。全体を
ハートの形でまとめ、夢ふくらむ町を表現。

○最優秀賞（採用作品）成瀬重道（なるせ しげみち）

○入 賞 萱野光俊（かやの みつとし） 下田敏馬（しもだ としま）

織田淳一（おだ じゅんいち）※2点入賞

○あさぎり町章候補選定小委員会特別賞

中川和弥（なかがわ かずや）錦町・球磨工業高等学校

宮原淳志（みやはら あつし）上村・上村中学校

あさぎり町章最終候補5作品の選定経緯（平成14年10月1日開催 第4回小委員会）

- ・第三次選定作品11作品を識見者（3名）にポイント制で講評依頼を行うとともに、全国の自治体章との照合を行った結果、2作品が酷似しているとの理由で最終候補作品から除外した。
- ・委員による最終候補5作品以内の選定を1委員3作品点数制で選考し、上位5作品を最終候補として協議会へ提案することとした。
- ・町章決定後の賞金贈呈方法については、12月協議会で行う旨委員長報告することを確認。
- ・今回の応募に関して、中球磨5か町村管内及び郡市内の5高校をはじめ県内の児童・生徒より433作品もの応募があり、新町への期待度の高さが伺える結果となった。また、その中から優秀作品を表彰することにより、励みにもなるとの委員の意見があり、第二次選定作品として36作品内に残った中学校・高等学校生徒の2作品について、小委員会特別賞（5千円図書券）を贈呈することに決定した。

概要

- ・あさぎり町章候補選定小委員会の開催結果について、尾曲委員長より上記経緯内容を報告。
- ・当初、今協議会で提案し、次回11月協議会で決定する予定であったが、各町村における閉町村式典時の新町章活用の希望等から、今回の会議で新町章を決定する旨会長より提案がなされ、了解。会場内2か所に掲示した最終候補作品5点について、協議会委員の投票で決定することとした。また、背景色については、引き続き小委員会へ付託することが了解された。

第40回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年11月29日（金）午後3時

場所：須恵村文化ホール会議室

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)あさぎり町章候補選定小委員会第5回会議の開催結果について 委員長 尾曲幸晴
 - (2)保育料の取扱いについて（報告）
 - (3)「行政区の取扱い」に係る各町村の検討結果について（報告）
 - (4)その他
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・あさぎり町章候補選定小委員会（平成14年11月5日開催 第5回小委員会）の開催結果について尾曲委員長より、最優秀作品について、「デザインの趣旨、デザインの補作、町旗の背景色」について専門家に依頼した結果、①趣旨については、わかりやすい文言等に修正追加したこと。②デザインの補作については、「あさぎり町章」、「あさぎり町旗」として制定し、告示する必要があるため専門家より提案された規格を小委員会です承したこと。③町旗の背景色については、「新鮮さ」、「清潔さ」と制作者の意図する「自然豊かな山脈の緑」と「山裾を流れる球磨川のブルー」を生かす色であり、あさぎり町の「霧のイメージ」として白色に決定したことが報告された。
- ・保育料の取扱いについては、合併協定項目中、「使用料手数料の取扱い」で、「国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。」こととなっており、今回関係専門部会において慎重に調整検討を行った結果、財政状況を考慮しなければならないが、少子化対策・子育て支援という観点と保護者の負担が急増しないために徴収基準を低い方で調整することを基本に、現行の中球磨5か町村の保育料を新町全体のバランスを考慮し調整したことが報告された。
- ・行政区の取扱いについては、合併協定項目における調整可決内容に基づき各町村で調整された新町行政区体制が報告され了承された。

第41回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成14年12月25日（水）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 瀧田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)あさぎり町章 最優秀賞・入賞 贈呈式
 - ・最優秀賞 成瀬重道様
 - ・入賞 萱野光俊様
 - 下田敏馬様
 - 織田淳一様
 - (2)国民保険税の税率について（報告）
 - (3)その他
 - (4)次回協議会の開催について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）



最優秀賞・入賞受賞者

概要

- ・あさぎり町章については、全国各地から1504件にのぼる応募から、10月24日に開催された第39回合併協議会において、矢部町の成瀬重道（なるせしげみち）さんの作品が最優秀賞として選定され、本日、最優秀賞・入賞に選ばれた4名の方に対して、各賞の贈呈が行われた。
- ・国民健康保険税の税率については、合併協議会において「合併直前の医療費の動向を考慮して合

併時に調整する」旨確認がなされていたが、今般、税務専門部会及び幹事会における検討会を経て町村長会で保険税の税率について確認を行い、その内容について報告がなされた。

第42回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成15年2月28日（金）午後1時30分

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)保育料の取扱いについて
 - (2)納税関係（個人町村民税、固定資産税）の取扱いについて
 - (3)中球磨5か町村合併協議会の廃止について
 - (4)次回協議会の開催について
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・議題の審議に先立ち、1月10日付けで上村議会議長に就任された溝口峰男氏に委員の委嘱状を交付したことが報告された。
- ・保育料の取扱いについては、第40回合併協議会で報告された内容の中で限度額について一部修正が報告された。
- ・納税関係（前納報奨金）の取扱いについては、税務専門部会より納税者の利便性を図るため、税や公共料金の口座振替納付を積極的に推進することから、役場窓口納付と口座振替とで納税義務者に対する不公平な取扱い（奨励金交付の計算間違い等）を防止するためにも簡単明瞭な計算方法としたいとの要望から1月の町村長会に諮り、了承をいただいた内容が報告された。
- ・中球磨5か町村合併協議会の廃止については当協議会は地方自治法に基づき、平成11年3月10日に各町村で議決を受け、設置がなされたものであり、協議会の解散についても所定の手続について説明された。

第43回中球磨5か町村合併協議会

日時：平成15年3月26日（水）午後3時

場所：免田町商工コミュニティーセンター

1. 開 会（協議会副会長 淵田勇一）
2. 挨拶（協議会会長 植薄清重）
3. 議 題
 - (1)合併時（平成15年4月1日）に町長職務執行者が専決処分を行う条例（一覧）について
 - (2)平成15年4月1日のスケジュール及び開庁式典について
 - (3)中球磨5か町村合併協議会の廃止について
 - (4)その他
4. 閉 会（協議会副会長 上村岩利）

概要

- ・地方自治法179条第1項の規定に基づき、旧町村の廃止から合併の日にかけて、住民サービスに空白期間が生じないように、あさぎり町長職務執行者が専決処分を行う条例等を一覧表で報告された。
- ・平成15年4月1日のスケジュール及び開庁式典の内容を説明。
- ・合併協議会委員へ会長より感謝状贈呈。

新町行政区

区域	新行政区名	旧行政区	区域	新行政区名	旧行政区
旧上村の区域	井上（いのうえ）	左に同じ	旧岡原村の区域	齊堂（ときどう）	左に同じ
	下永里（しもながさと）	〃		開墾（かいこん）	〃
	永里（ながさと）	〃		福留（ふくどめ）	〃
	上永里（かみながさと）	〃		永岡（ながおか）	〃
	榎田（えのきだ）	〃		岡麓（おかふもと）	〃
	塚脇（つかのわき）	〃	旧須恵村の区域	覚井（かくい）	石 坂
	清水（きよみず）	〃			上 手
	上西別府（かみにしべっぶ）	〃			覚 井
	下西別府（しもにしべっぶ）	〃			今 村
	堀角（ほりのすみ）	左に同じ		屯所（とんところ）	屯 所
	今井（いまい）	〃			湯 の 原
	柳別府（やなぎのびゅう）	〃			浜 の 上
	神殿原（こうどんばる）	〃		阿蘇（あそ）	諏 訪 原
	平和（へいわ）	〃			阿 蘇
	石坂（いしざか）	〃			平 山
	永山（ながやま）	〃			松 尾
	狩所（かりどころ）	〃		寺池（てらいけ）	竹 原
	麓（ふもと）	〃			中 島
	秋時（あきとき）	〃			川 瀬
	皆越（みなごえ）	〃	旧深田町の区域	古草城（ふるそうじょう）	草津山
旧免田町の区域	築地（ついじ）	〃			古 町
	吉井（よしい）	〃		明甘（めいはた）	城
	吉井住宅（よしいじゅうたく）	〃			向 町
	久鹿（くしか）	〃		下里（したさと）	小 枝
	二子（ふたご）	〃			左に同じ
	黒田（くろだ）	〃		内山（うちやま）	〃
	永才（ながさい）	〃		新（あらた）	鷺 巢
	下乙（しもおと）	〃			新 深 田
	八幡町（はちまんちょう）	〃		植の里（うえのさと）	上 里
	大正町（たいしょうまち）	〃			植 深 田
	本町（ほんまち）	〃		庄屋（しょうや）	左に同じ
旧岡原村の区域	宮麓（みやふもと）	〃		仁王（におう）	永 峰
	熊野（くまの）	〃			加 茂
	竹野（たけの）	〃			荒 茂
	桧山（ひのきやま）	〃			柳 の 内
	別府（びゅう）	〃			